- 1 会議名 決算特別委員会(第2日)
- 2 開催日時 平成 27 年 9 月 10 日 (木) 午前 10 時 00 分~午後 4 時 36 分
- 3 会 場 第5会議室
- 4 出席者
 - 1番 杉浦康憲、 4番 浅岡保夫、 6番 黒川美克、
 - 8番 幸前信雄、 9番 杉浦辰夫、12番 内藤とし子、
 - 14番 鈴木勝彦、16番 小野田由紀子
- 5 欠席者
- 6 傍聴者

神谷利盛、長谷川広昌、柴田耕一、神谷直子、北川広人、小嶋克文

7 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

企画部長、総合政策 GL、総合政策 G 主幹、人事 GL

総務部長、行政 GL、行政 G 主幹、財務 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民窓口 G 主幹、市民生活 GL、 税務 GL、税務 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険・障がい GL、保健福祉 GL、

生涯現役まちづくり GL、福祉まるごと相談 GL 、地域福祉 G 主幹

こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、 地域産業 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者

代表監査委員

議選監査委員

監查委員事務局長

- 8 職務のため出席した者 事務局長 書記2名
- 9 付託案件
 - 議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について
 - 認定第 1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について
 - 認定第 3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定 について
 - 認定第 4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について
 - 認定第 5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算 認定について
 - 認定第 6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて
 - 認定第 7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
 - 認定第 8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、6特別会計並びに議案第55号及び1企業会計についての質疑を行ってまいりますが、一般会計につきましては、歳入歳出と分けて質疑を行ってまいりたいと思います。一般会計の歳入は一括質疑とし、歳出につきましては款ごとに分けて質疑を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入歳出一括にて質疑を行います。また、議案第55号は関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、当局におかれましては、質疑に対し適切かつ簡潔なる御答弁をいただきますようお願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数をお示し していただき、必ずマイクを使っていただきますよう、合わせてお願いいたし ます。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並び に議案第55号及び企業会計の質疑終了後に、質疑漏れの部分について質疑を 許可することといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合もありますので、御了承ください。

認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について 《歳入》

委員長 質疑を許します。

問(8) 主要施策成果説明書の21ページ、市税のところの②、市民税の中

の納税義務者の普通徴収や特別徴収。これというのは、特別徴収っていうのは 給与を払うときに事業主の方が、そのまま住民税の部分、プールされて納めら れる制度だと思うんですけども、基本的に愛知県西三河地方税滞納整理機構と かそういう形で、あとで徴収するよりもここの率、要は特別徴収の人をふやす ほうが、要は原因型で絶ったほうが、基本的には納税率というのは上がるとい うふうに考えているんですけども。この、上げるために多分努力されていると 思うんですけども、どういうことをされているかということを教えていただけ ますか。

答(税務 主幹) 特別徴収の推進につきましては、平成19年度所得税から住民税のほうに税源移譲が行われたことにより、個人の住民税のほうが増額をいたしましたが、それに伴いまして愛知県の市町村内の税収の未収額も増加したために、県と市町村の共通な財源である個人住民税を確保するために、吉岡市長の提案のもとに、愛知県と名古屋市を含む県内市町村が参加いたしまして、平成24年7月12日に愛知県個人住民税特別徴収推進協議会を設立をいたしまして、同年9月28日に個人住民税の特別徴収推進強化愛知2012年宣言が採択され、特別徴収の推進を各自治体が行うということで共通認識を持っておりまして、高浜市におきましても平成25年度からは、ホームページ上で特別徴収の推進、昨年度につきましては、今、委員のほうから御質問のありました特別徴収でない事業所に対しまして、2,340社に特別徴収推進のチラシを送付するなどの対策をしております。

問(8) 逆に言うと、事業主さんがこういうことをやられると思うんですけども、事業主さんにとってありがたみっていうか、なかなか手間のかかる作業になると思うもんですから、その辺のところを、どう説得されているかというところを教えていただきたいんですけども。

答(税務 主幹) 所得税の源泉徴収をやっていただいておる事業所につきましては、一括指定という形で今回指定させていただきましたが、やはり、源泉徴収義務に加えて、住民税の徴収というと手間がふえる一方なんですが、こちらにつきましては適正な納税ということで、源泉徴収と同じようなことを地方税でもお願いするということで、普及推進のほうのお願いという形でやってお

るという状況でございます。

問(8) なかなかてこずっているとは思うんですけども、逆に言うと、納税っていうのは、市民にとったら義務に当たる部分。それで、それ以外に何かの補助金、補助制度ですとかサービスを利用する場合っていうのは、これは権利に当たる部分で、基本的には義務を果たしている人が権利を行使することができるというのが、昔から教育の場でもやられてきていると思うんですけども、そういう概念に立つと、そういう方に対して、どこかで義務を履行していない方に対しては若干のところ、こういうところ、だめだというのは多分やられているとは思うんですけれども、その辺のところがあれば若干教えていただきたいのと、事業主さんについても、逆に企業誘致とかいろいろ制度あるんですけれども、そういうところと絡めて事業主さんのほうに働きかけるっていうようなこと、やられているんであれば、そういうところも教えていただきたいんですけれども。

まず、特別徴収以外のところにつきましては、今年度も一 答(税務 主幹) 斉一括指定という形でやらせていただいたんですが、中には個人の事業主の方 でいきますと、例えば例外事例といたしましては、個人で商売されておる方で すと、通常の形でいけば年4回でお支払いしていただく形で納付していただく んですが、特別徴収でいきますと、毎月、年12回という形でいくと、例えば 金融機関に納税証明を取る場合ですと、12回の納付が終わっていないと完納 していないようなということで、個人の商店主の方については、そういったこ とを理由に特別徴収を断られるケースとかがありますし、今回やって、一番多 くて苦労した点につきましては、今回、高浜市が刈谷、西尾税務署管内のうち で一番最初にやったんですが、逆に会社の方から言われたことでありますと、 高浜市だけ特別徴収をやると、従業員で他の市町村の人間はやらないと。そう すると経理で、従業員で特別徴収をする人間と、個人で納める人間があると、 かえって間違いが起こるから、今年度は差し控えてもらいたいというようなこ とがありましたので、そういった個々の諸事情がございますので、それに合っ た形で普及啓発のほうはしていきたいと考えておりますし、あとは、2点目の 御質問であった、権利と義務のところなんですが、特別徴収につきましては、

あくまで本来であれば、源泉徴収義務者についてはやっていただく形になって おりますので、そこについては県の職員も同行しまして、市内の事業所とかに 回って、特別徴収への切りかえを、もうお願いすることしか、こちらとしては 今のところ対策としてはないもんですから、趣旨の説明と特別徴収の普及につ いて対応しているというところが現状でございます。

委員長ほかに。

が、不能欠損額の合計でございます。

問(12) まず、決算書の11ページ、不納欠損額や収入未済額のところで、 市民税だとか固定資産税だとか、軽自動車税、都市計画税、いろいろあるんで すが、この数字はどのようにつかんでみえるのか、まずお示しください。 答(税務) まず、不能欠損額でございますけれども、市民税の不能欠損額が 3,586万円、法人市民税が95万4千円、固定資産税が786万2千円、

それと都市計画税が153万9千円、トータルで4,693万6千円というの

それと、収入未済の関係でございますけれども、これを税目別で申し上げれば市民税、これは個人、法人含まれますけども、3億3,071万3千円。それと固定資産税が1億1,355万円。軽自動車税が784万7千円。都市計画税が2,247万8千円。トータル4億7,459万18円ということになっております。

問(12) この数字はわかるんですが、この内容についてどのように把握してみえるのか、それを聞きたかったんですが、わかりましたらお願いします。答(税務) まず、収入未済については、5千人を超える滞納者がおみえになるんですけども、ほぼ4割ぐらいが市外、それで、6割が市内ということになっております。その中で、本当に払わないというか、悪質な滞納者というのは1割程度と。それで、中には滞納している方についても、分納という措置を行っております。分納が今現在900名ぐらいおりますので、6、7割はまだ滞納が減らせるというか、努力すれば何とかということも考えられますので、そういったふうで今、状況を把握しております。

それから、不能欠損については、一番多いのは時効という形での、基本的には5年なんですけれども、ただ5年で時効ではなくして、分納したりだとか差

し押えしたりとか、そういった場合には時効は中断しますので、延びますので、 それらがありますので、単なる5年平均というだけではなくして、トータルで 考えています。不納欠損が、それだけになるということでございます。ただ、 不能欠損については、リーマンショックも和らぎつつありますので、見ていた だくとわかりますように、若干減りつつあるというのが現状でございます。 委員長 ほかに。

問(12) 主要成果説明書のほうで、先ほども出ましたが21ページ、市税のところですが、市民税にしても法人市民税にしても若干上がっているんですが、この中で、窯業関係で法人数の数が減っているところもあるんですが。

あと、建設関係もちょっと減っているんですが、これは廃業されたということでいいのかどうかお願いします。

答(税務 主幹) 窯業関係の3件につきましては、清算結了という形ですので、廃業という形で終わっております。建設関係につきましては、一部そういったこともありますが、主なものとしましては大手ゼネコンが、例えば建設するときに仮設事務所なんですが、6カ月以上仮設事務所を建設。ある場合については、均等割とかが係ってまいりますので、そこが、例えば大型建設物が完成したことに伴いまして事業所を廃止すると、建設業の数が減る形になりますので、よろしくお願いいたします。

問(12) 固定資産税22ページ、23ページになるんですが、固定資産税と都市計画税を合わせると45億円以上になるんですが、これ、かなり市民負担が重くなりますけれど、都市計画税を引き下げるような考えはないのかどうかお願いします。

答(税務) 都市計画税を引き下げる予定はないかという御質問でございますけども、これは、毎回お答えしているのと同じ回答になるかと思いますけれども、都市計画税というのは御存じのとおり、都市計画事業に充てるための目的税ということでございます。使途としましては、下水道を始めとした都市施設の整備を実施していく、そのための重要な財源ということでございます。

主要成果の23ページですか、ここをごらんいただくとわかりますけれども、都市計画税の充当事業から、国庫支出金やその他の収入を差し引いた一般財源

の額に対する都市計画税の充当率が、89.5パーセントということになっております。このように、都市計画税よりも事業費が上回っているということでございますので、今後都市計画税が都市計画事業を上回るような状況であれば、そのときには、また考えも必要かと思っておりますけれども、今現在では、引き下げる予定はございませんので、御理解のほどをよろしくお願いします。委員長ほかに。

問(12) いつも聞いているんですが、法人市民税の超過課税についてですが、超過課税、不均一課税についてですが、この間ずっと市民税については負担がふえてきて、法人税については引き下げがされているという状況ですんで、この法人税について、不均一課税なり超過課税なり行う考えはないのかどうかお願いします。

答(税務 主幹) 法人市民税の超過課税及び不均一課税につきましては、昨年度の決算のほうでもお答えさせていただいておりますが、現時点では国の施策、それから市の企業誘致等の観点からも、不均一課税及び超過課税については、実施するつもりはございません。

問(12) 全国の市町村の状況と、人口5万人未満の市の状況と、愛知県の 状況について、わかっていたらお示しください。

答(税務 主幹) 今の御質問なんですが、国のほうからまだ最新のものがご ざいませんので、平成26年4月1日現在ですので、一部、国税化の前の税率 状況ということを申し上げて、回答させていただきたいと思います。

全国につきましては1,719団体中、標準税率を採用している団体が723団体で42.1パーセント。一律超過の採用が781団体で45.4パーセント。不均一課税等による超過課税団体が215団体で12.3パーセントという形でなっております。

また、人口5万未満の市の状況ですが、256団体中、標準課税を採用が74団体で28.9パーセント。一律超過の採用が165団体で64.5パーセント。資本金投与による不均一課税が17団体で6.6パーセントという状況でございます。

愛知県内の状況につきましては、54市町村中、標準税率採用が40団体で

74. 1パーセントという状況となっております。また、不均一課税及び超過課税をしておる団体につきましては、13市1町の25. 9パーセントという状況となっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問(12) 今、説明がありましたように、過半数のところで超過課税なり不均一課税なりがやられていると思うんですが、こういう課税方法にする考えはないのかどうか、お示しください。

答(税務 主幹) 国の施策としましましても、やはり実行税率を引き下げる ということで対応されておりますし、市としましても、企業誘致の観点から、 今のこの時点で御質問のあったような、超過課税とか不均一課税をするという ことは考えておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、歳入についての質疑を打ち切ります。 暫時休憩。再開は10時25分。

休憩 午前10時20分 再開 午前10時25分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、歳出ついての質疑を行います。

≪歳出≫

1款 議会費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、1款、議会費についての質疑を打ち切ります。

2款 総務費

委員長 質疑を許します。

問(14) 主要成果説明書の75ページ、たかはま大家族フォーラムと、78ページのしあわせづくりフォーラム。引き続きまして同じく、行政サービスみらい会議。それぞれこれの、目的と成果をお伺いしたいと思います。

答(総合政策) 今、御質問のありましたそれぞれのフォーラム等の目的と成果ということでございますが、まず、たかはま大家族フォーラム。これにつきましては、積極的、主体的に行動していける人材の育成、これを目的にいたしまして、平成25年度より開催しております、たかはま地域経営実践塾の主催によりまして、職員向け及び市民・職員向けの2日間に分けまして、開催をいたしました。職員向けフォーラムでは、総勢102名の職員が参加いたしまして、地域に関わる必要性に対する理解や、意識の共有がなされたというふうに感じております。また、市民・職員向けフォーラムにおきましては、市民・職員合わせて61名が参加いたしておりまして、7つのテーマに分かれ、さまざまなまちづくりへの参画の形、これを議論できたということは、今後の本市のまちづくりにおいて、必ず生きてくるというふうに感じております。

また、しあわせづくりフォーラムでございますが、こちらは高浜市第3次地域福祉計画であります、しあわせづくり計画。これの策定に向けまして市民が自分の幸せを考え、高浜市で幸せを実現するためにできることを考えるきっかけをつくるということを目的に開催いたしております。フォーラムの当日は、市民・職員合わせて106名の参加がありまして、市長とコミュニティデザイナーの山崎さんによりますトークセッション。また、参加者同士によるグループワークを通しまして、さまざまな年代が考える幸せの形を共有でき、かつ、

自分にできることを同時に考えることで、参加者一人ひとりが、幸せの実現に 向けた取り組みを自分事として捉えるということができたというところが、成 果というふうに感じております。

また、行政サービスみらい会議でございますが、こちらにつきましては、特定のテーマにつきまして将来課題を深堀りし、解決に向けた具体的な取り組みに関する検討を目的としております。平成26年度におきましては、地域情報化アドバイザーの工藤早苗氏をお招きいたしまして、マイナンバー制の導入、普及やインターネット環境の進展など、さまざまな要因を見据えた、将来の行政サービスや窓口業務のあり方について検討いたしました。工藤氏からは「将来的には市役所窓口はセルフ化され、対応は相談業務ぐらいになる。技術進歩の激しい時代に対応するために、これからの実態は、マーケティング能力が必要になるだろう。」というようなアドバイスいただいておりまして、今後の行政運営に参考になるものということで、意見をいただいたというところでございます。

問(14) 少し戻りますけれども、同じく主要成果60ページの、昨年から 市の公式フェイスブックを開設されたと思いますけども、この実績と成果を伺 いたいと思います。

それと、同じく下に、まちづくりトーク&トークが実施されていると思いますけども、この中で実績、どれくらいの方がこれに参加されたのか。そして、この中で意見がいろいろ出たと思いますけども、今後の市政運営に対して反映されたものがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

答(総合政策) まず、公式フェイスブックの開設についての御質問でございますが、こちら平成26年9月19日に開設して以来、きのう現在で、505件の「いいね」というものをいただいておりまして、着実に高浜市のファンが増加しておるというふうに考えております。また、掲載記事の中には、2千を超える閲覧者があるものもあり、多くの方に高浜市の情報が発信できたものというふうに感じております。フェイスブックは、高浜市に「いいね」をしてくれる方に、市から発信した情報が直接届くという、プッシュ型の情報発信ができております。そして、ファンからファンへと情報がつながっていくというと

ころでは、拡散性の高い情報発信媒体でありまして、高浜市の情報が広く伝わっているというふうに考えております。

また、まちづくりトーク&トークの実績でございますが、こちら2件、トーク&トークを実施していただきたいということで実施をしています。7月26日には、論地町の町内会さんがどんぐり公園についてということで、都市整備グループとお話し合いをしているというところでございます。参加者といたしましては、30人ぐらいであったんではないかと思っております。また、11月12日には、沢渡町町内会さんからお話をいただきまして、不法投棄についてということで、市民生活グループとトークを重ねたというところでございます。こちらは、20人ぐらいの参加者があったではないかなというところでございます。さいます。市政に、どのように反映するかというところでございますが、こちらは、皆さんが市政に思っていることを、直接、担当グループにぶつけて意見交換をしているということで、情報の共有が図れたというふうに考えています。以上です。

委員長ほかに。

問(16) 主要成果の、ページ数ですけれども43ページ。このNPO法人設立支援事業交付金ということですけれども、2つの新たな団体が設立できたということで交付金が出ておりますけれども、この活動内容。それから、今までの実績みたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、ページ数45ページ。協働推進型ということで、まちづくりパートナー、高浜の防災を考える市民の会。この内容が、子ども防災リーダー養成事業ということで開催をしていただきましたけれども、この効果につきましてどうだったのか。何人ぐらいのお子さんが参加されたのか、学年別で人数がわかれば、教えていただきたいと思います。

答(総合政策) まず、43ページのNPO法人の、2件のこちらの活動内容ということで御報告させていただきますが、まず、ハッピーパワーさんのほう、こちら設立の目的が、児童、生徒及び障がいを持つ児童、生徒に係る問題の改善や解決を図り、子供の福祉の向上と、生活環境の増進に寄与することを目的として活動するということでございます。活動の内容といたしましては、障が

い児童、生徒への講座。また、児童、生徒への、地域生活の支援などの事業を 行うというところでございます。

また、ふれ愛・ぽーとさんにつきましては、まず設立の目的ですが、親子を対象として、子育てに係る問題の改善解決を図り、親の自立の向上と、健やかな子供の育ちの増進に寄与することを目的として活動するというものでございます。事業内容としましては、食育の事業、学びの事業、遊びの事業というものを行うというところでございます。

45ページの、協働推進型の高浜の防災を考える市民の会の、子ども防災リーダー養成事業でございますが、今、資料として学年別ということは持ち合わせておりませんので、後に報告させていただきますが、こちらの事業の内容が、どのような成果があったかというところでございますが、当然、小学生を対象に防災リーダーを養成しておりまして、先般行われました防災訓練におきましても、それぞれの学区のところで、ここの養成講座を受けておられる方々が防災訓練にも参加をしており、防災を支える人材として、それぞれの地域で活躍をしておるというような場面が見受けられるというところでございます。

問(16) この防災の関係、全体の人数も把握してみえないですか。どれぐらいの方が参加したのか。

答(総合政策) 詳細な人数は持ち合わせませんが、確か50人ぐらいですが、 あとでまた御報告させていただきます。

委員長ほかに。

問(16) それから、ちょっと元に戻って43ページですけれども、内容、 わかりましたけれども、市としましてこれ全体で、今、NPO団体がどれくら い設立できているのか。

それから、これからのNPO団体の方の活躍、すごく期待をしておりますけれども、どのような考えを持って、今後支援をしていかれるのかについて、お伺いをしたいと思います。

答(総合政策) NPOの数ということでございますが、今、数字を持ち合わせていませんので、確か10ぐらいだったと思うんですが、また、詳細のことにつきましては、後ほど御報告させていただきます。

NPOを、市がどのように今後支援されていくか。地域の活躍していただく 方々でございますので、こちらにつきましては、その活動を積極的に支援させ ていただきたいと思います。今後、NPOさんとか地域が、行政サービスの新 たな担い手になるというところも想定されるところでございますので、こうい ったNPOさんの活動につきましては、支援をしてまいりたいというふうに考 えております。

委員長ほかに。

問(16) ページ数で87ページですけれども、市民相談事務事業ということで、日系人相談のこの回数と件数ですけれども、これかなり、数が件数でいうと千件ぐらいふえているな、前年度と比較するとですけれども。これは、何か理由があるのか。これ、増加傾向にあるのか。

それから、どんな内容の御相談が多いのか、そこら辺についてお伺いしたい と思います。

答(市民生活) 日系人相談、主にこれは、ポルトガル語圏の方でございますが、増加してございます。

増加の要因でございますが、実はビザでございます。ビザのほうが半年、1年、3年、5年とあったかと思うんですが、この半年という方が、どうも増加傾向にあるということで増加になっておると。その関係の御相談がふえておると分析しております。以上です。

委員長 ほかに。

問(1) 主要成果の44ページ、市民予算枠事業についてなんですが、ちょっときのう、リーダーのほうからも若干説明を受けたんですが、たまたま、吉浜まち協さんの件を見ていまして、昨年の決算額が2,579万円どんだけと。その中に前期の繰り越しが300万円ちょっとありましたんで、まあ2千万円くらいなんですが、今年終わって、決算の当期の繰り越しが485万円ということで、繰り越しを抜いた予算、全予算2千万円に対して、繰り越し時期に繰り越す金額というのが、予算、今期が、来期ですかが前期と同じくらいだとしても、予算の20パーセントを超えるような繰越金が出てしまうと思うんですが、これに対して次年度以降、市民予算枠、吉浜まち協さんだけじゃないんで

すが、これは、予算枠のほうで予算が出た場合に、執行のほうはどういった形になるのか。また、方向性を教えてください。

答(総合政策) 市民予算枠の、それぞれのまち協さんの繰越金のお話でございますが、平成25年度より、この市民予算枠事業の事業として行うものについて、行われなかったり不要になったものにつきまして、返還を求めさせていただいておりますので、事業が執行されなかったものについては、市のほうへ返還していただいております。

その事業を行うに当たって、活動を支援するということで、均等割と世帯割で、活動費ということで200万円前後、それぞれのまち協さんへ活動費としてお渡しさせていただいておりますが、その執行が残った分については、繰り越しは認めるものでございますので、こちらの部分のところが残っていくということも考えられます。

吉浜まち協さんのお話が出ましたが、吉浜まち協さんの場合ですと、活動するための経費のうち、駐車場として予定しておりました借地料、これが借地ができなくなったということで、その分の費用が繰り越しをされたというお話を聞いております。

これからの繰越金の考え方ということでございますが、先ほど申し上げましたように、事業が行われていないというものについては、返還をしていただくということを考えて、今までどおり、引き続き行います。予算枠の対象ではないような経費について、これは認めてないものですから、こちらについて、今残っております繰越金とか自主財源、こういったものを使っていただいて事業のほうを進めていただくということになります。ですので、繰越金がどんどん膨らむということは、今のところ市としては想定していないというか、そういったケースは少なくなるというふうに考えております。

委員長ほかに。

問(8) 主要施策成果説明書の76ページ、それと、主要新規事業等の概要 ということでいただいている資料の5ページに当たる部分、公共施設あり方検 討事業。ここのところで事業目的のところ、ずっと書かれているんですけれど も、最後のところで、持続可能な自立した基礎自治体ということは、財政計画 も含めてということの趣旨だと思うんですけど、結果として高浜市公共施設あり方計画(案)というのが出てきたのが、最終的に何年か後に予算が組めないというような資料が出てきたんですけども、目的を達成しているというふうには思えないんですけども、そういう意味でいうとこの事業自体、これからどういう形で反省されて、どういう形で進めていくかというのをちょっとお伺いしたいんですけども。

答(行政) ただいまの御質問でございますけれども、御案内のとおり、本市 の公共施設あり方への取り組みにつきましては、平成23年度から段階的に進 めてまいりました。

まずは、ハコモノについて高浜市公共施設あり方計画(案)を策定をいたしまして、また、本年度は次なるステップとして、公共施設あり方計画推進プランの見直しを行うとともに、合わせてインフラの長寿命化方針の策定に向け、検討を進めているというところでございます。この取り組みによりまして、平成28年3月には、高浜市全体の公共施設の老朽化問題への取り組みの羅針盤となります、高浜市公共施設等総合管理計画をお示しすることができることとなります。

一方で、今後の行政経営を考えた場合、その鍵となるのは公共施設のあり方への取り組みだけでなく、既存の行政サービスのあり方への取り組みも必要不可欠であるということから、現在、既存サービスの見直しの作業も進めてございます。こうした、本年度の取り組みを盛り込むことによりまして、初めて長期財政計画としての、持続可能な自立した高浜市の姿がお示しできるものと考えてございます。

今後につきましては、公共施設あり方検討特別委員会でお示しをいたしました住民説明会のほうを通しまして、市民の皆様方と情報共有、意見交換等を行い、将来、いわゆるアシタの高浜といったものも考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

問(8) 当時の資料で、今後、行政サービスの見直しも必要だということを 書かれておったと思うんですけども、そういう意味でいうと、これ完結しなか ったという理解なんですけども、警鐘を鳴らしていただいたという理解でよろ しいですか。

答(行政) 当然、昨年公共施設あり方計画(案)をお示しした中では、まず行政としての考え方、今こういうふうに進めておりますよというところのお示し、方向性みたいなものを、まず、お示しをさせていただいたところでございます。そうした中で、平成38年度くらいに、基金が枯渇してしまいますよというような御説明のほうを昨年してございます。そういったところを、今後その持続可能な自立した基礎自治体に向けて、予算の裏付けとなる担保というものも含めた中で、こういった計画のほうを進めていこうというところで今年度、また、推進プランの見直しのほうを図らせていただいたというところでございます。

委員長 ほかに。

問(12) 42ページです。2款1項3目、市民活動運営事業の中で、4番目に町内会集会所等建設費補助金。八幡町、新田町の町内会館が1,350万円の補助金が載っているんですが、あちこちの集会所の補助金額をきのう聞きましたら、八幡町、新田町が一番多いなということを思うわけですが、この補助金というのは、どういう計算をして出しているんだったか教えてください。答(総合政策) 建設費の補助の算定の仕方ということでございますが、こちらにつきましては、高浜市集会所、避難所及び防災倉庫建設費補助金交付要綱、これに基づきまして、算定をさせていただいております。算定の仕方としましては、おおむね建設費の半分、2分の1ですが、上限額を定めておりまして、集会所の建設でございますと上限が900万円となっておりますが、1千世帯以上の町内会の場合につきましては、100分の150を限度とするということとなっておりますので、八幡町、新田町さんの場合はこちらに該当いたしておりまして、1,350万円の上限額、こちらを交付させていただいたというところでございます。

問(12) それについては、わかりました。八幡、新田どこもそうなんですけど、その町内として、これから維持管理していくということだと思うんですが、そういう点では大きな町内ですし問題ないかと思うんですが、建てるときには、何か大分意見があったように聞いていますが、その点では聞いてみえる

でしょうか。

答(総合政策) 私ども行政では、そういった話は聞いておりません。 委員長 ほかに。

意(12) 57ページですが、ちょっと2款1項7目、職員管理費のところでいいかと思うんですが、息子さんの年金の話なんですが、就職してしまったので、自分の帳面から年金を振り込んでいたのを止めてと、窓口にみえた方に事情を説明したところ、市はお金がないからすぐ返せないと言われたそうなんですが、そういう接遇の。

委員長 議題の範囲を超えてないでしょうか、どこの部分。

意(12) 接遇研修指導者養成研修っていうところがあるんですが、そういう接遇の仕方を示しておってはちょっと問題があると思いますので、注意をしておきたい。

委員長 質疑ではないですね。

問(12) ごめんなさい。

59ページですが、職員の衛生管理事業の中で定期健康診断が、受診者数2 52人となっているんですが、これ全職員かどうかっていうことと、非正規の 方はどうなっているかっていうのをお願いします。

答(人事) 健診の受診率でございます。対象としましては、全職員を対象にしています。なお、臨時職員も対象にしているところでございます。平成26年度の受診率でございますが、95.9パーセントでございます。以上でございます。

委員長ほかに。

問(12) 80ページ、2款1項13目、広域行政推進事業の、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会の負担金が6千円となっていますが、リニアは9兆円も費用がかかるっていうこともありますし、アルプスの地下水を止めるとか、春日井では亜炭鉱を掘った跡が大きな空洞になっていて、そこを通るので、問題がどうするのかというようなこと。それから、住民合意のない工事だと思いますので、こういう負担金は中止するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

答(総合政策) リニア中央新幹線建設促進に係る負担金ということで、幾度となく質問をいただいておるんですが、答弁も一緒になってしまいますが、リニアの開業が東海地方にもたらす影響、いわゆるリニアインパクトにつきましては、ものづくり企業が集積いたします三河地域におきましては、ビジネス交流の活発化。また、ものづくり産業を中心に、さまざまな分野での発展が期待されておるというところでございますので、高浜市としましても、このリニア中央新幹線は極めて重要な基盤になるというふうに考えており、今後も引き続き支援をしていきたいと考えております。

問(12) これは、JRが事業をするということをいってるんですが、ある 意味国家的事業にもなって、大きな事業になっているんですが、ならばこそ住 民公開がされなきゃいけないと思うんですが、そういう点ではどうお考えでし ょうか。

答(総合政策) 今、いただきましたお話につきましては、国として考えて実行していっていただきたいと。高浜市としましては、リニアに対する期待が大きいというところで、支援をしていきたいというふうに考えております。 委員長 ほかに。

問(12) 86ページです。2款1項16目、防犯灯施設事業の中で、管理数が2,303基あるということなんですが、32基をLEDに変えたと。今後、LEDに変えていく予定があるのかどうか、そのあたりをお示しください。答(都市防災) 今後の、防犯灯のLED化というところの御質問だと思いますが、既に市内の防犯灯、20ワットの蛍光灯であったものは、おおむね10ワットのLED灯に変わっております。その後、現在は新設の要望があった場合は、全て10ワットのLEDを設置しておりますので、よろしくお願いいたします。

問(12) 新設の要望があったということを言われましたが、要望がなければそのままということなんでしょうか。

答(都市防災) この防犯灯の新設要望につきましては、基本的には町内会長 さんから市のほうに寄せられてまいります。いろいろ、まちを夜歩く方もおら れるとか、防犯上あったほうがいいという御意見もありますので、町内会を通 じて、要望という形で受けさせていただいております。

委員長 内藤委員、質疑はまとめてお願いいたします。

問(12) ちょっと戻りまして68ページから、総務費の総務管理費、財産管理費関係で市庁舎あり方公募事業、そのあとずっと載っていまして79ページですか、ずっとあるんですが、PFIでやられるというお話なんですが、直営に比べると、非常に建て方についても慎重にやらないと、というようなことを言われています。

そういう面とか、市内の中小業者に経済波及効果がないんではないかという ことがあるんですが、そういう点では、どのようにお考えなのかお示しくださ い。

答(行政 主幹) 工事につきまして、民間がつくった場合と役所がつくった場合で差があるのではないかということでございますけども、基本的には公共工事を進めていくというやり方で、今回の庁舎につきましては、その都度管理のほうをしていきたいと考えておりますので、差異はないと思います。

それから、市内企業さんにつきましては、まだ事業者のほうからここを使うということは報告を受けておりませんけども、提案の中で、市内業者の調達リストということで25社くらいを挙げていただいておりまして、その中で順次、今現在、交渉していただいていると思うんですけども、実施設計の中で反映していただけると考えております。

委員長ほかに。

問(12) 96ページ、お願いします。2款3項1目の委託料ですが、ほかにもあると思うんですが、窓口業務委託を2,157万4,080円、高浜市総合サービスに委託しているんですが、これ民間への業務請負ですので、やっぱりきちんと、住民のプライバシーにかかわる事業ですので、こういう民間への業務請負は問題があると思うんですが、その点ではどうお考えなんでしょうか。

答(市民窓口) 心配されているのは、個人情報がそこから漏えいするんではないかっていうことだとは思いますけれども、そのことにつきまして、個人情報の保護については業務委託契約書の中で、その取り扱いについて厳格に明記

をしております。また、高浜市の個人情報保護条例の第12条の中におきまして、取り扱いを厳格にするように受託者への規定がございます。これらの規定は、高浜市総合サービスにおいても、誠実かつ確実に執行されていると認識しております。合わせて、職員及び高浜市総合サービス社員の合同の研修会等々を行っておりまして、これについても守秘義務についてきちんと厳守していくような形で行っておりますし、これからも行っていく考えでおりますので、まずそういった形の問題はないかと考えております。よろしくお願いいたします。委員長ほかに。

問(12) 103ページ、お願いします。

委員長 内藤委員、再度、まだいくつかありますか。

問(12) ええちょっとありますね。2款5項1目のところで統計調査研修 事業というのがあるんですが、高浜市の常任統計調査員というのがここに載っ ていますが、こういう統計調査員がなかなか集まらないっていうことを聞くん ですが、町内会なんかでも、何人頼まれたけどと言ってみえましたが、集まら ないときはどのようにしてみえるのか、そこをちょっとお示しいただきたい。 そこまでです。

委員長ほかには、それでいいですか。

答(総合政策) ただいまのお話、常任統計調査員さんにつきましては25名の方が、市で行う統計調査につきましてはお願いしていくことになりますが、今、お話がありました町内会さんにお願いしたというものは、本年行っております国勢調査のことだろうかと思います。国勢調査を実施するに当たりましては、200人ほどの調査員さんが高浜市においては必要になります。調査員さんを集めるに当たりましては、やはり地域のことをよく御存じである町内会長さんに推薦という形でお願いをさせていただきまして、町内会長様から、その国勢調査の調査員さんとしてこれだけの推薦をいたしますということで、いただいたというところでございます。

問(12) 町内会の推薦ということになりますと、各町内会で何人くらいという割り当てみたいな、何人に何人というか、何かそういうのがあって人数を出してみえるのかどうかお願いします。

答(総合政策) 今のお話は、国勢調査ということだと思いますが、こちらに つきましては、それぞれの町内会で世帯数が違いますので、その数に応じて調 査員さんの数もお願いしておるところでございます。

委員長 ほかに。

問(6) 主要成果の89ページ。そこのところに、高浜市地域防災計画の改訂というのが482万7,600円載っているわけですけれども、これは、今回配られた防災マップのあれだとは思うんですけれども、もしもそうでしたら、どっちにしましてもここのところの使い方、それから今現在、どういう進捗状況になっているのか、その辺のところをお答えください。

答(都市防災) まずもって御質問のありました、この高浜市地域防災計画の 改訂。こちらと防災マップはちょっと別物でございますので、どちらのほうが よろしいのか、防災マップの仕様ということでお答えをさせていただきます。

全世帯配布をいたしまして、あと市民生活グループに御協力いただきまして、 ごみ袋の配布時に合わせて、市民の方々に周知をしております。防災マップの 一番後ろに我が家の防災メモということもありますので、御活用いただくとか、 先月の8月30日に論地町の防災訓練の説明会がありまして、そういったとこ ろで御活用もPRをさせていただいております。以上です。

意(6) いずれにしましても、非常にいいものをつくっていただいたわけで すので、ぜひしっかり活用していただいて、市民の安心、安全に役立てていた だきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

委員長 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

休憩 午前11時6分 再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 2款、総務費について質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2款、総務費についての質疑を打ち切ります。

3款 民生費

委員長質疑を許します。

問(4) 説明書の122ページの、災害時要援護者支援事業についてちょっとお聞きしたいと思います。これ避難行動要支援者対策として、避難行動要支援者の対象範囲の見直しや避難行動要支援者名簿の作成を行ったと、こう書いてあるんですけれども、これらの取り組みを行ったのが、平成26年4月に施行された改正災害対策基本法において規定されていたことによってだと思います。地域に避難行動要支援者の情報を提供することの同意、不同意にかかわらず、対象者全員を把握して名簿を作成することが義務付けられたということですが、そこでお聞きします。

本市において、これまで65歳以上の高齢者や障がい者を対象に、手上げ方式による名簿への登録制度の実施を行ってきたかと思いますけど、今回、市の地域防災計画上に位置付けるに当たって、対象者の見直しを行ったのはなぜか。また、作成した対象者全員の名簿を、今後どのように活用していかれるのかということがまず1点。それと、この取り組みを平成27年度以降どうつなげていくかについて、今年度におけるこれまでの取り組みと、今後の展開についてお聞きしたいというのが1つです。

もう1点は、主要成果説明書の184ページになるかと思いますけども、こども発達応援事業についてであります。こちらについても、個別相談の事業の延べ回数が昨年度と比べて非常にふえているかと思いますので、どの部分でふえているかを教えていただきたいのと、こども発達センターが開設後4年が過ぎましたけども、平成26年度から新たに始められた事業などがありましたら教えてもらいたいと思います。以上、よろしくお願いします。

答(地域福祉) 122ページの災害時要援護者支援事業についてですが、ま

ず、対象者の見直しを行った理由といたしましては、これまでの登録制度では、 実態に合っていないといった意見を地域の方からいただいておりました。その ため、高齢者の年齢要件を今回75歳以上に引き上げるとともに、障がい者で は障がいの重い方に限定するなど対象者を絞り込むことによりまして、より実 態に合った制度への見直しを図ったものであります。

次に、対象者全員の名簿の活用方法といたしましては、名簿を市の関係部署で共有しまして、地域に情報を提供することに同意をいただいていない方のうち、実際には自力での避難が困難な方を関係部署の持つ情報をもとに抽出して、同意の働きかけを行っていただくなど、真に支援が必要な方の同意促進に活用をいたしてまいります。加えて、大規模災害が発生したときには、不同意の方の情報も地域に情報提供することで、その方々の安否確認等に活用していただくことを考えております。

次に、今年度のこれまでの取り組みといたしましては、作成した対象者名簿に掲載された2,558名の方に対し、地域に情報提供することへの同意の働きかけを行いました。その結果、7月末までに1,011名の方から同意をいただくことができました。そして、7月末から8月上旬にかけて、まちづくり協議会、町内会、及び民生委員の皆様に対しまして、同意をいただいた方の名簿と地図情報を提供させていただきました。

なお、今後の展開といたしましては、関係部署に協力いただき、未同意の方で支援が必要な方の同意促進に取り組むとともに、同意をいただいた方一人ひとりの方を災害時に、地域のどなたが支援し、どこの避難所に避難させるかなどを取り決める避難支援プランの個別計画の作成に向けて、本年10月から地域へ作成協力の働きかけを行い、地域と行政の協力体制のもと、順次作成してまいりたいと考えております。以上です。

答(保健福祉) こども発達応援事業について、お答えをさせていただきます。 専門職の相談も年々ふえてきまして、事業が定着してきたと思っております。 その中でも、特に言語聴覚士による相談が大きく伸びております。保護者の相 談の中でも、発達について初めに気づかれることは子供の発語、言葉の部分で あることが多く、言語聴覚士が早い段階から対応し、必要に応じ、ほかの専門 職につないでおります。

また、新たな取り組みとして、みどり学園のなかよし教室に通われている親子への療育支援として、定期的に臨床心理士がみどり学園を訪問し、療育支援を行っております。また、専門家チームによる巡回指導に、発達センターの専門職が加わり、小学校訪問そして園訪問を行っております。以上です。

意(4) ありがとうございました。災害時の要支援者の場合ですと、個別計画を作成するとのことで、非常に個人を大切にしているということで、ぜひとも、作業をいろいろ大変かと思いますけども、そちらを頑張っていただきたいということと、それと、このこども発達応援事業でありますけれども、確かに親としては一番、子供の発語、子供の言葉が遅いというのは気になるということで、特に、こういう言語聴覚士のようなプロの方がしっかりとやっていただけるということだと、親としても安心だと思います。

それと、町を巡回されるということで、町に出て市のほうから探しに行っていただけるような感じをしておりますので、ぜひ、しっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問(14) 主要成果説明書127ページに、参考としてということで、福祉まるごと相談グループの受付、相談内容ですとか件数が一覧に載っております。これは、以前ちょっと説明を受けたと思いますけど、この目的であります制度の狭間であるとか、重層的に課題を持つ方への支援を行うということでありますけども、この相談グループができてどのように変わったか、どのような支援をしていくのか、教えていただきたいと思います。

答(福祉まるごと相談) お答えをさせていただきます。複合的な課題を持つ 方に対しましては、福祉まるごと相談グループが中心となりまして、関係する グループや機関が集まる支援調整会議を開催させていただいております。その 場で、専門的な視点、多面的な視点でケース検討を実施させていただいており まして、迅速な支援につなげることができるようになりました。

次に、重層的な課題を持つ方への支援ということでございますが、児童関係の事案で一例をお示ししますと、アパートに未成年の子が一人残されてしまう

というようなことがございました。このようなことがありまして、教育委員会、 児童相談所、警察、弁護士、民生委員様との連携により方向性を決定して、現 在は自立に向けて支援をしているところでございます。以上です。

問(14) わかりました。そうしますと、こういった相談窓口に来られない方、あるいはあえてしないといいますか相談しない方、こういう方に対しての対応は、どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

答(福祉まるごと相談) 相談に来られない方、来所できない方ということで ございますが、各小学校区に地域包括支援センターの職員を配置しておりまして、地域に出向いていって情報をいただくということがあります。また、民生 児童委員さんとの連携において、福祉まるごと相談グループへ情報をつなげて いただくということをしております。

委員長 ほかに。

問(16) 122ページ、福祉避難所ということで、6施設と協定を締結してくださったということですけれども、これ、受け入れ人数は、大体どれくらいなんでしょうか。

答(地域福祉) 一応、各事業所、10人程度を見込んでおります。

問(16) この上の要援護者支援事業と関連があるものですから、一般の体育館だとかそういうところでは避難生活が送れないような方たちが、こういったところに避難されるわけですけれども、これで各事業所10人ということですと、6施設だから大体60人くらいという人数になりますけれども、対象者に対して、これ60人で、大体これくらいで大丈夫なのかどうなのか。今後、またこれも進めていく予定なのかについてお伺いします。

答(地域福祉) 避難行動要支援者の方全員が、福祉避難所に避難することはまずないと思います。一般の避難所でも、避難行動要支援者でも避難できる方はおみえになると思います。ただいま16番委員が言われたように、まだ、これではちょっと足りないと市としても考えておりますので、今後ほかの事業所にも働きかけていきまして、ふやしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問(16) それから133ページ、負担金、補助及び交付金ということで、

(3) あおみ J センターですけれども、碧南と高浜市が負担金を出しながら運営していただいていますけれども、北新川の駅の近くに移設されて、かなり環境がよくなったかなと思っております。この利用者というのは、今どれくらいあるのか。それから、負担の割合って、これどうなっていたのか。それから、登録者はどのくらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

答(介護保険・障がい) あおみ J センターの御質問でございます。まず、利用者ということですが、平成27年4月1日現在で、碧南、高浜、全部合わせて25名であります。そのうち、高浜の方は12名ということになります。3年前と比べますと、高浜は7名という状況でしたので、相談支援事業所といったところの発掘、サービスにつなげるといったところで、人数がふえていると理解をしています。

それから、負担の割合ということでございます。負担割合につきましては、人口割それから通所割といったところで、割合の額が決まるということになっております。割合といたしましては、全体の額で1千万円のうち、高浜が360万円ということで、約4割弱というような形になっております。以上です。間(16) わかりましたが、賃金がすごく安いということで、よく、電車を利用していくと、電車の交通費のほうが高いんだよというお話をよく聞きますけども、利用者が7名から12名ということでふえておりますので、これからもしっかり取り組んで、しっかりと交付金を出して支援していただきたいというふうに思います。

相談員さんというのは2名だったんですけど、今現在も2名なんでしょうか。 それから、142ページ生涯現役のまちづくり創出事業ということで、これ は着々と進めていただいておりますので、高浜市の、福祉のまちとして全国の モデルになるような取り組みということで、大変期待をさせていただいており ますけれども、この中で今回、(2)健康自生地の周知ということで、健康自生地でバスツアーを実施したということですけれども、この実施された内容について、また、効果があったのかどうなのか、今後どのようにまた周知展開していくのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

健康自生地スタンプラリーについても、ちょっとお伺いしたいと思います。

これ、平成27年度にこうつながっていくんですけれども、最終的に総仕上げの段階というのは、いつぐらいになるのかもお伺いしておきたいと思います。

それから144ページの、高齢者等地域見守りネットワーク推進事業ということで、第1回の高浜市見守りネットワーク委員会を開催していただきまして、ようやく個々に見守りをやっていていただいたものが、ネットワークが構築されたわけで評価させていただきますけれども、そして、(5)番では、行方不明高齢者捜索模擬訓練も実施されたということですけれども、こういったことを出発点にしまして、これからこの認知症の方の見守りにもつなげていくということですけれども、どのように展開していく予定なのか、お伺いしたいと思います。

それから172ページ、家庭的保育推進事業ですけれども、本当に粘り強くこの家庭的保育につきまして推進をしてくださいまして、ようやく理想といいますか法改正によりまして、利用者にとりまして本当に利用しやすい環境の整備がなされたわけですけれども、給食ですとか保育費などが変わったわけですけれども、スムーズにこういったことが運営がなされているのか、この内容についてお伺いしたいと思います。以上です。

答(介護保険・障がい) あおみ J センターの支援員の数ということでございますが、常勤の方 2 名で変わっておりません。非常勤の方も、2 名で変わっておりません。以上です。

答(生涯現役まちづくり) まず、健康自生地バスツアーの関係でございますが、昨年11月22日に午前、午後と一日かけまして、バスツアーを実施いたしました。合わせて9カ所の健康自生地を訪問しまして、20名近い市民の方が参加をいたしております。参加をされた市民の方は、今までお店の前を通り過ぎるだけで入ったことがない自生地も、こういったバスツアーをやっていただいたことによって、今後足を運びやすくなったというようなお話をいただいておりますし、お店の方の対応も、このバスツアーをきっかけにすごくよくなったというようなお話もいただいております。今年度も、このバスツアーにつきましては11月に2日間、実施をする予定をいたしております。

それから、この健康自生地の総仕上げの段階はいつかというようなことなん

ですが、私どもといたしましては、地域の高齢者の皆様が歩いて行ける距離に、1つ2つの健康自生地があることが望ましいと思っております。今年度は、自生地の数を88カ所まで増やしたいと考えておりますが、まだまだそれでは不足だと思っておりますので、100、150とふやしていきたいと思っております。将来的には、私ども行政が関与するのではなくて、地域の皆様が自発的に居場所の提供をしてくださいまして、高齢者の方が閉じこもることなく、行き場所があって地域の皆様と交流していただくことが、最終形になろうかと思っております。

答(こども育成) 家庭的保育推進事業の件でございます。平成26年度につきましては、新制度の前ということで、まだそのままの状態でございましたが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして家庭的保育は、リニューアルという形をとっております。

まず一つは、給食といたしましては、湯山でやっておりますからんこえにつきましては、4月から給食を開始をしておりまして、そのほかの4施設、おひさま、となりのおばちゃん、こっこママ、あいあいにつきましても、6月から吉浜北部保育園で調理をしました給食を配達をして、給食を提供するようにいたしております。

それから、保育料につきましてもこの4月からでございますが、保育園の保育料と同様の保育料となっておりますので、第3子の保育料の無料化なども含めて同様の内容となってございますので、よろしくお願いいたします。

答(福祉まるごと相談) 次に、見守りネットワークの関係で捜索訓練を行ったということで、どのように今後展開していくかということでございますが、今年度に入りまして、8月1日から全市的に高浜市高齢者見守りSOSネットワーク事業としまして、徘徊高齢者の捜索をするためのメール配信サービスの運用を開始させていただきました。こちらにつきましては、引き続き見守りネットワーク委員会において、検証しながらさらに改善を進め、今後、高齢者の方、その家族の方が安心して暮らせるようなまちづくりにつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

問(16) わかりました。家庭的保育は、それなりの成果が上がっているわ

けで、現状いい形になったんですけれども、これは利用者につきましてと、それから、スタッフの確保については順調になされているのか。

それから、今後もスタッフの資質向上という面ではどのような考えをお持ちなのか、お伺いしておきたいと思います。

答(こども育成) 家庭的保育の利用者及びスタッフの確保について、まず、お答えいたします。利用者につきましては、保育園の入園の希望者の方の窓口と同じ窓口で御案内をさせていただいておりますので、保育園と合せて御紹介をさせていただいているということで、その中で、家庭的保育を希望される方に御案内をさせていただいております。

スタッフにつきましては、今年度も予定をしておりますが、家庭的保育者の養成講座を毎年開催しております。この中で、現在従事されている方々のバックアップの研修も含めた形で、新たな人材の発掘という形で今年度も実施を予定しておりますので、そういった形で人材の確保、それから、資質向上ということについても実施をしてございますので、よろしくお願いします。

委員長ほかに。

問(8) 2点お伺いします。1点目が主要成果の142ページ、生涯現役のまちづくり創出事業。これは、新規事業等の概要というものの27ページにも出ていますけども、これの最終的な成果の中で、医療、介護、認知症に陥る高齢者が減少するということが記述されているんですけれども、これ今、多分継続中だから、最終的にどういうレベルになるかということは、特に目標としては持っていないと思うのですけど。逆に言うとこれ、事業として狙いというものはここにあるわけで、これをどのレベルまで持っていくというのは、以前も聞いたことあるんですけども、事業やってこれドゥーアクション、ドゥーしている内容だけはこう進行しますということが書かれているんですけども、どういう形を狙って、どういうふうにやっているのかというのが、何を狙っている事業かっていうのは、もやもやっとしていてわかりづらいんですけども。

例えば、高齢化率どんどん上がってきますよね。このときに高浜の中で、要介護の認定をどれぐらいのレベルに持っていくために、これが一つの手段として効いているんだということ。それが成果だと思っているんですけども、どう

いうことを狙ってみえるのかということを教えていただきたいのと。あと、先ほど主要成果の144ページ、見守りネットワーク委員会の話が出ていましたけども、こちらの中で実績、平成26年度に実際にどれくらいの方が依頼されたかということを、実績を教えていただきたいんですけども、以上2点、お願いします。

答(生涯現役まちづくり) 生涯現役のまちづくりにつきましては、高齢者の 閉じこもりを防止し、外出を促進することによって、介護予防につなげていく という事業でございます。こちらの主要新規事業の概要にも書いてございます とおり、医療、介護、認知症に陥る高齢者を減少させて、生涯現役で長く活躍 していただくということを目的としております。

そこで、私ども、効果の測定の部分というのは、今までなかなか実施の手段がなかったんですが、今年度から大府にあります国立長寿医療研究センターと共同で調査研究をさせていただくことになりまして、どこの健康自生地に通われている方、あるいは、どんな活動されている方が介護や認知症に陥るリスクが軽減できたかというようなものが数値化されてこようかと思います。

そんな中で私どもといたしましては、やはりその健康自生地に通っていただくだけではなくて、健康自生地の担い手として、地域で御活躍していただくことを目的としております。

先ほど委員おっしゃられたような、例えば、その要介護認定の割合をどの程度減らすかというような具体的な数値は、今の段階では持ち合わせておりませんけれども、今後、国立長寿医療研究センターとの研究の中で、どういった活動が認知症予防ですとか介護予防に効果があるかという数字が出てきた段階で、そういった活動を奨励していくことによって、リスクをどの程度減らしていくかというような具体的な数字が今後出てこようかと思いますので、今はまだ、事業を推進しておるというような段階でございます。御理解いただきたいと存じます。

答(福祉まるごと相談) 昨年度、26年度に徘徊の件数ということで、今御質問をいただいたわけなんですが、実人数でいきますと8名の方、回数でいきますと延べ9回ということで、捜索の依頼を受けております。

そのほかにも、市外の方が高浜市内で徘徊されて保護されたというケースも 1件ございましたので、御報告させていただきます。以上です。

問(8) 生涯現役のまちづくり事業なんですけども、逆に言うと、その成果というのはいつ示される予定なんですか。やっていく予定だということはおっしゃってみえたんですけれども、今、国立長寿の方と一緒に研究されているとおっしゃってみえたんですけれども、わかりにくいのは、いくつか同じような事業をされていて、認知症予防ですとか複数の事業がね、どれがどれだけ効いているかっていうのがさっぱりわからなくなるんで、逆に事業を精査していくときに非常にわかりづらい。

あれもこれもこう一緒に、何か一遍に始めたら、どれが本当に結果がよかったかというのがすごくわかりづらくって、そうなると、今度事業の見直しだとか始めたときに、平たくいうとお金がなくなったときに、どれを残して、どれを選択と集中じゃないですけども、そういうことがやれる形にならないと、いつまでも同じことを継続していくというのが非常に難しくなってきたときに、そういう目でやっぱり見ていただきたいんですけれど、そういうことをやっていかれる予定はありますか。

答(生涯現役まちづくり) 今、厚生労働省も介護予防の関係につきましては 考え方が変わってきまして、二次予防事業対象者を中心に介護予防を実践する のではなくて、やはり全ての高齢者の方を対象に、一般的な介護予防を実践し ていくべきだという方向性に変わってきております。そんな中で、やはり外出 を促進して、地域の皆さんで交流していただくような居場所をつくっていくこ とが、すごく介護予防には効果的ではないかということで、今、国を挙げて推 進をしております。

そんな中で、国立長寿医療研究センターも、介護予防あるいは認知症予防に どのようなエクササイズが効果的なのか。例えばコグニサイズというような、 体を動かしながら2つ以上の動作をすることが効果的なのか。あるいは、音楽 を楽しむようなことが効果的なのか。そんなようなことを模索している段階で す。

そんな中で、高浜市には健康自生地という、体を動かすところもあれば趣味

を楽しむところもある。おしゃべりを楽しむところもある。あるいは、お買い物を楽しむようなところもある。いろんな種類の居場所がありますので、今後、どんな居場所を好んで活動されてみえる方が介護予防や認知症予防につながっていくのかということを研究するには、非常にうってつけのフィールドだということで、一緒に研究をさせていただくことになりました。

およそ1年半程度かけて、ある程度の研究結果というのが出てこようかと思いますので、そんな中で、どんな取り組みが今後介護予防に効果的なのかというものが、具体の数値として上ってきます。その指針をもとに、私どもの今後の展開というものは考えていきたいと考えておりますので、今の段階ではいろんな種類の自生地を設けて、あれもこれもというような段階かもしれませんが、将来的には、ある程度効果の実証できたものを積極的に推進してまいりたいと考えております。

問(8) 今の御説明で、2年後にはある程度わかるものが出てくるという理解でよろしいですね。

答(生涯現役まちづくり) 本日から来年の3月、4月までかけまして、脳とからだの健康チェックというのをいきいき広場で実施してまいります。この脳とからだの健康チェックを受診された60歳以上の市民の皆様に、活動量計というものをお渡しをさせていただきまして、その活動量計の活動記録を各健康自生地のほうで吸い上げる活動をしております。そして、その吸い上げたデータを国立長寿医療研究センターが今後、解析をしていくような運びになります。およそ来年度末ぐらいには、ある程度の数字がまとまってこようかと思いますので、調査研究結果がある程度まとまった段階で、また御報告はさせていただきたいと思っております。

答(市長) 今、御説明をさせていただきましたけど、そこで出てきた結果をもとに、まず、中心的な事業というのは、例えば健康体操が必要であれば健康体操をふやすということはあるかと思いますが、自生地を絞るということではなくて、自生地はそれぞれの皆さんがお金をかけずに、特に企業さんというか商店の方々はそうなんですが、ほとんど居場所を提供していただいているんですね。

ほかの事業も、公民館でやっているいろんな事業に皆さんに来ていただくように、また、もしくは担い手側になっていただくような取り組みをしておるところを自生地として上げていますので、それが効果があるかないかで、減らすとか減らさんとかいう問題じゃなくて、そういうものを活用して、日常的に皆さんが出歩いていただく、そんな機会をつくるということが、事業として絞るということは私はないと思っていますし、島田先生自身が何をおっしゃったかというと、「何か一つでやってくれっていうんであれば、体を動かしてください。」と、「運動してください。」というようなことをおっしゃっていましたので、これは、もう学術的に動かす、歩く、こういう行動を取れるような仕組みを残しておくことが大事だと思います。

それは、野放図にお金をどんどん出してやっていくということではないですが、それは必要なことだというか、もしくは我々が必要というよりも、住民の方々がそういうまちをつくっていっていただくことが大事だと思っております。意(8) 誤解されているようですけれども、自生地を減らせなんて言っていません。この事業自体をどうしていくかっていうことを伺っているんで、ほかにもいくつかあると思うんですよ、そういうことのアプローチの仕方っていうのは。

だから、それ自体どういうアプローチの仕方がいいかっていうのは、今、調べているというふうに理解をしていますんで。それがわかるようにしないと、別のアプローチの仕方のほうが正しいかもしれないし、効果的かもしれない。そういう見方をしていただきたいということでお伺いしているだけですんで、誤解のないようにお願いします。

委員長 ほかに。

問(12) 123ページ、3款1項2目、権利擁護推進事業のところに、1 25ページに、業務等についてで13件の相談が区分けされているんですが、 これは主だったというか、要するに成年後見人制度について聞きに行ったりし た人たちについては、載っていないというふうに理解していいのかどうかとい うこと。

それから136ページ、3款1項5目、障がい者福祉タクシー料金助成事業

ですが、これ利用率が57.1パーセントになっていますが、タクシー券が途中で、いくら狭い市域だといっても、1枚の券で行けなくなっちゃうこともあるわけですが、そういう場合にもう1枚出してということはできないのかどうか、その件お願いします。

それから、次に137ページの高齢者等生活支援事業のところで配食サービス事業、これが若干ふえているんですが、登録者数が減って、延べ配食数は減っているということなんですが、このあたりの内容をちょっとお示しいただきたいということ。

それから、緊急通報装置の貸与事業について、これ御主人が亡くなった場合に、こういう制度があるっていうことを知らない方も多いと思うんですが、ひとり暮らしになったということがわかれば、窓口でそういう説明をすれば、もし必要なときは申請をするということはできるわけですが、そういう申請がされていないのかどうか。この前そういう方がみえたんですが、その点はどうかということ。

それから150ページ、3款1項10目の5番目で、生活困窮者自立支援事業のところで1,428万4,066円ですか、こういう問題にかかわっているような方たちがどれくらいいるかつかんでいるのか。今どこまで進んでいるのか。引きこもりの状態は、長くなるほど問題が複雑で長引くのではないかと思うんですが、そういう点では何人で対応しているのか。ここで見ますと、相談支援員1名、就労支援員1名となっていますが、そういうことなのかどうかお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局より、発言を求められています。

答(総合政策) 先ほどの、16番委員の質問に対する回答をさせていただき

ます。まず、主要施策成果説明書の43ページ、NPO法人の数ということで ございますが、高浜市に主たる事務所を置いておられる団体としましては、1 2団体が認証されているという状況でございます。

また、45ページの子ども防災リーダー、こちらが何人おみえになるかと、 学年別にということでございますが、まず小学校の4年生が4人、小学校5年 生が13人、小学校6年生が12人、平成26年度から中学生の方も参加され ておりまして、中学校1年生の生徒が13人、合わせて42人でございます。 委員長 続けて、回答をお願いします。

答(福祉まるごと相談) 先ほどの、専門相談の件数に関しましての御質問ですが、こちらに記載させていただいております専門相談に関しましては、あくまで法的な助言が必要なケースとして弁護士さん、司法書士さんへ相談させていただいたケースとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

答(保健福祉) 配食サービスの、食数の減についてお答えをさせていただきます。大手の外食チェーンの参入ですとかコンビニの普及、そして宅配サービスの参入など、高齢者の見守り支援を含めた生活支援は、公の取り組みだけでなく、民間の取り組みも最近では大変大きな力となっております。多くの見守りの担い手により、これまでの競合ではなく、協力することによって高齢者を見守っていきたい、こういうふうに考えております。

次に、緊急通報装置の件ですが、もともと緊急通報装置は、ひとり暮らし高齢者で、疾病等の身体の理由により日常生活を営むのに支障がある者が対象ということで、緊急通報装置は必要な人につながることがとても大切なことでありまして、65歳以上のひとり暮らしの人が全て必要なわけではなく、人によっては、また緊急通報装置だけでは足りず、ほかのサービスも利用する方もおみえになります。必要なサービスをつなげるためにも、ぜひそうした方がおみえになりましたら、「福祉まるごと相談グループのほうへ御相談ください。」とアドバイスいただければ幸いですし、ぜひ紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。

答(介護保険・障がい) 主要成果の136ページの、障害者福祉タクシーの チケット、これを1回に使える枚数をふやしてはといった御質問だったかと思 います。1回に使える枚数をふやせば、当然、利用回数といったのが減ってくることになります。そうすると外出機会も減ることになりまして、日常生活に支障が出るというおそれも出てまいります。

また、県内の状況を見てみましても、まだそういった自治体は6市程度と伺っております。まだまだ少ない状況でございますので、現段階では、そういった考えはないということで御理解をお願いしたいと思います。

答(地域福祉 主幹) 主要成果説明書の150ページ、生活困窮者自立支援 事業について、3点お尋ねがございました。

1点目といたしまして、市内に生活困窮者はどれくらいいるのかというお尋ねにつきましては、本事業の根拠法である生活困窮者自立支援法におきまして、この対象になる生活困窮者につきましては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」というふうに定義されているところでございます。本制度の入り口の役割を担います自立相談支援事業につきましては、相談事業という性格上、資産であったり収入、そういったものに対する具体的な要件は設けずに、複合的な課題を抱える生活困窮者の方、この方々がいわゆる制度の狭間、その狭間に陥らないようにこの定義を広く解釈いたしまして、できる限り幅広く対応するということにしております。このように、資産や収入等で明確に対象者を特定できないということから、本事業の対象者の数というものを正確にお答えすることは困難であるということで、御理解いただきますようお願い申し上げます。

2点目、事業の進捗状況でございますが、これは同趣旨の質問を9月3日の一般質問で16番委員からお尋ねいただいて、福祉部長より御答弁させていただいたところでございます。先日の福祉部長のお答えをかいつまんで申し上げますと、生活困窮者の相談に応じる自立相談支援事業につきましては、本年7月までの実績といたしまして毎月約8件。4月からの4カ月間の累計で30件の相談を新規に受け付けまして、生活に不安や心配のある方々の課題の解決に向けた支援を行ってきたところでございます。また、7月からスタートいたしました、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業、この事業につきましては、夏休み期間中に45名の中学生の参加登録がございまして、委託先の特定非営

利活動法人の職員のほか、主に教育学部に在籍する大学生を中心といたしましたチャレンジサポーター、こういった方々による学習支援、さらに地域の関係団体に御協力いただきまして、昼食づくりや食材等の提供、イベントの実施、これを8月末までに合計で16回行いまして、生徒やその保護者はもとより、学校関係者、地域の方々の好評をいただいているという状況でございます。

3点目の職員配置につきましては、一部の委託という形態をとっておりますけれども、現在、本事業の窓口機関である自立相談支援機関に、4名の職員を配置しているところでございます。以上です。

問(12) まず、権利擁護の話ですが、成年後見人制度などについて聞きに行った方については、ここに載っていないというような理解なんですが、そういう方たちは、例えば「成年後見人をどうしたらいいんだ。」と、行って聞かれた方たちには、どのように指導、指示とかされるのかと思うんですが、まずその件と。

それから、緊急通報装置の件ですが、御主人亡くして、奥さんもずっと調子が悪かったんですが、なんとか頑張っていたのがいよいよ調子が悪くなって窓口に行ったわけですが、これはやっぱり、その調子が悪いときに申し込まなきゃいけないということですね。それは、そういうことだというふうに理解しましたが、それでいいのかどうか。

それから、担当者の委託が1名と、あと4名と言われましたが、この今、月に8件、これまでに30件というお話なんですが、どれぐらいいるのかちょっと数字は出なかったんですが、そういう方たちをどのようにつかんで対応していこうとしているのか、その点をお示しください。

答(福祉まるごと相談) 成年後見人制度の御相談があった場合、どうしているかという御質問ですが、受け付け、相談に関しましては福祉まるごと相談グループが、福祉相談の入り口として機能させていただいておりますので、まず、そちらで受けさせていただきます。助言等が必要になった場合に関しましてはセンターへつながせていただきまして、アドバイスをいただくような形をとらせていただいております。以上です。

答(保健福祉) 緊急通報装置の申請、これは御本人さんに申請をしていただ

くということになりますので、よろしくお願いします。

答(地域福祉 主幹) 自ら相談に来られない生活困窮者の方、そういった方にどういう支援を行うのかというお尋ねなんですけれども、こういうふうに、自ら相談に訪れることができないであったり、あるいは訪れることを望まない生活困窮者の方、こういった方々に早期の支援を行うというためには、相談に訪れるのをただ待っているだけではなくて、地域の関係機関や住民の方々、こういった方々とのネットワーク、これを強化いたしまして、そこから生活困窮者の情報をいち早く把握し、必要に応じまして訪問して支援するというように、支援を行う側が、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力、こういった努力をすることが必要であるというふうに考えております。

こうしたことから、本市におきましては地域の身近な相談相手といたしまして、また市民と行政をつなぐパイプ役として、常に住民の立場に立って地域に根差した活動を行っております民生・児童委員、こういった方々に対しまして毎月の定例協議会の場など、あらゆる機会を通じまして、例えば新聞や郵便物が何日もたまっている家庭であったり、地域でお困りごとを抱えた方々の情報があれば情報を提供していただくように、御協力のほうをお願いしているところでございます。以上です。

問(12) 今、ネットワークというお話出ましたが、民生委員さんはわかるんですが、ほかには例えば、お父さんがみえて、お母さんがみえて、子供さんが2人とか3人とかみえる場合に、お母さんは鬱だと、お父さんは働いてみえるけれども子供さんが調子が悪くてというか動けない、引きこもりみたいな状態だというようなときに、民生委員さんだけではちょっと無理だと思うんですが、あとどういう方たちにネットワークというか、つながりをつけていくんでしょうか。

答(地域福祉 主幹) 今後のネットワークの強化の対象といたしましては、 公的サービスの提供機関、あとはガス、電気等の供給事業者、こういったライフライン事業者が一つ考えられるところでございます。また、委員がおっしゃるとおりなんですけれども、御家族に介護が必要な方であったり、一定の医療が必要な方がいるということも想定されますので、介護保険法に基づく訪問介 護、訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、あとは新聞配達所や郵便局 といった、個別訪問により市民の方々の日常生活にかかわる事業所といったと ころとの連携が考えられるところでございます。

さらに、生活困窮者の方々なんですけれども、特に引きこもりの方につきましては、精神障がいや発達障がいとの親和性というものが研究の成果として証明されておりまして、こういった方々につきましては、例えば精神保健福祉センターであったり、そういった医療機関に受診、相談に訪れているというケースが考えられますので、今後は、こうした生活困窮者の方が訪れる可能性のある機関に対しましても連携を求めていきまして、例えばなんですけれども、この制度の仕組みをわかりやすく説明したパンフレットを置いていただいたり、必要に応じて生活困窮者本人の同意をとっていただいて、自立相談支援機関につなげていただくように、協力要請のほうを行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかに。

問(1) 主要成果の162ページ、民生費の3款2項2目です。保育園管理 運営事業について教えてください。平成26年4月に吉浜さんさんと、高浜あ おぞらの、民間の2園が開園していると思いますが、1年たってどのように評 価されているのか教えてください。

そしてあと、現在、待機児童数がわかれば教えてください。

あと2点、主要・新規事業等の概要の29ページ、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業なんですが、これについて教えてください。これは、県の基金を使い、社協さんが整備する認知症高齢者のグループホームの補助だと聞いていますが、2度の入札の不調があったと聞き、これが補正で使われておりませんが、そのお金が現在どうなったのかというのと、現在その入札が落ちて、今、進んでいると聞いていますんで、そちらの現在の状況を教えてください。

あともう1点、同じく主要・新規事業等の概要の25ページ、権利擁護推進 事業についてですが、事業費の内訳の権利擁護推進センターが開設されたとい うこと。社協さんに委託し開設されたということですが、これを社協さんに委 託されたいきさつなどと、あとこれは、常設なのかというのと、先ほどちょっ と主要成果にもありましたが、毎月第2火曜日、第4水曜日に専門家の方がと 書いてありますが、普段はスーパーバイザーの方がみえて、こういったときに この専門家の方がみえて相談されているのかというのを、現状の運用がわかれ ば教えてください。以上です。

答(こども育成) 保育園管理運営事業の内容について御質問いただきましたので、御回答いたします。平成26年4月1日から、委員御質問のとおり、吉浜さんさん保育園と高浜あおぞら保育園が、開園をしております。この開園に伴いまして、保育を必要とする3歳未満児の受け入れが、新たに71名分確保ができたところでございます。いずれの園におかれましても、市が実施する研修などにも積極的に御参加いただいておりますので、それぞれ園を運営する法人の特徴を生かしながら、しっかりと保育をしていただいておりまして、保護者からの評価も好評と伺っております。以上のことから、本市の待機児童対策に大いに貢献をしていただいておると評価をしております。

2点目の、待機児童の数ということでございますが、資料要求でいただきました資料の9で御回答をさせていただいておりますが、今年8月1日現在で、 1歳児で6名待機児童がおりますのが現状でございます。以上です。

答(介護保険・障がい) 主要・新規事業等の概要の29ページの、介護基盤 緊急整備等臨時特例基金事業についてでございます。(仮称)地域共生型福祉施 設につきましては、平成26年度に社会福祉協議会が整備をする予定でござい ました。しかしながら、現場の労働力不足や建設資材の高騰などといった外的 要因によりまして、結果といたしまして計画どおりに整備が進まなく、平成2 6年度に整備ができなかったというのが実情でございます。

こうした背景のもと、平成26年度に当初予定をしておりました市に対する 補助というものは申請がなく、補正で減額させていただいたということでござ います。

次に、現在の整備状況でございます。今年の8月に契約をされまして、この9月に着工をされます。来年4月に竣工をしまして、6月から開所をする予定であると伺っております。以上です。

答(福祉まるごと相談) センターの委託に関してでございますが、委託の根

拠としましては権利擁護支援センターの事業実施要綱第2条ということで、事業を適切に実施できると認められる法人に事業の全部、または一部を委託することができるとございまして、生活支援員の派遣等事業における実績等を踏まえまして、センターを運営していく上では支障がないと判断させていただきまして、委託させていただいているところでございます。

2点目のセンター常設ということですが、こちらは常設になっております。 3点目、専門相談の関係でございますが、社会福祉協議会に委託していまして、スーパーバイザーとして1名が配置されております。その者がアドバイス等を行っていますが、こちらの125ページに記載させていただいております専門相談に関しまして、法的助言が必要である場合に、毎月第2火曜日、第4水曜日に専門の弁護士、司法書士さんをお呼びしまして開催させていただいております。また、随時で開催する場合もあります。以上です。 委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款、民生費についての質疑を打ち切ります。

4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問(8) 主要成果の説明書197ページ、予防接種事業についてお伺いします。表の中で成人用肺炎球菌ワクチン、接種人数936人と書いてありますけれども、欄外のほうですね、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費の助成が126人となっているんですけど、この違いの理由っていうのはどういうことなんでしょうか。

答(保健福祉) 成人用肺炎球菌ワクチンの接種については、平成26年10 月から法定接種となり、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方に接種を受けて いただいております。この、法定接種の方が936人となっております。しかしながら5歳刻みで実施をするということは、最大4年間待つ方もおみえになることから、これまで実施をさせていただいておりました75歳以上の方の予防接種の接種費用の助成制度、これも継続して実施をさせていただいておりまして、その方が126人おみえになりました。合計で、1,062人の方が接種を受けられております。

問(8) それでは、法定接種の接種費用と助成制度の助成額、これっていうのは、いくらという形になっているんでした。

答(保健福祉) 法定接種の本人負担額は2,500円。なお、法定接種以外の方の助成額は3,000円ですので、5,000円程度の費用で接種を受けることができることとなっております。

委員長ほかに。

問(12) 197ページ、私もお願いします。4款1項2目、この予防接種 事業ですが、高浜は子宮頸がんが予防接種で、ふぐあいが出ちゃったという方 が、軽いっていうことですが1人みえるとか聞いていますが、その方のその後 の状況はどうなのかということと。

それから、ほかの予防接種もいろいろあるわけですが、ほかの予防接種は、 そのような話は出ていないのかどうか、お願いします。

答(保健福祉) これまでも一般質問等でお答えさせていただいておりますが、 子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告は1件、高浜市として出しております。 なお、その方は軽快された、回復されたとお聞きをしております。

それ以外の予防接種の副反応について、私どものほうでお聞きしたことはありません。よろしくお願いします。

問(12) 198ページの一番下、妊娠出産包括支援事業の3番、産後デイサービス事業のところで、産後デイサービスの受入体制を確保したとあるんですが、どれぐらいの利用があるのか教えてください。

それから199ページ、地域医療振興事業、これについて2億2,117万8千円出ているんですが、この中で特に、次のページの高度医療機器等補助事業助成金というのがありますが、この3千万円の助成が出ているんですが、こ

れどういう。1機種5千万円を超える医療機器及び情報システムを購入経費の 3分の1以内となっていますが、これ2種類のものをということなんでしょう か、これを教えてください。

それから207ページ、4款2項1目、ごみ減量リサイクル推進事業の中で可燃ごみの袋について高浜市は、先日市内の方に言われたんですが、2人と5人といえば中身は2.5倍なんですが、みんな同じ40枚だということで大変困っているというお話を聞いたんですが、これはどうしてそんなことになったのか、何とか改善ができないものか、その点お示しください。

答(保健福祉) 産後デイサービス事業につきましては、補助事業の必須事業 であったことから実施をさせていただきましたが、利用実績としてはありませんでした。このことも踏まえまして、平成27年度からは医療ケアの関与度のより高い宿泊型産後ケア入院のほうに移行しておりますので、よろしくお願いします。

答(保健福祉 主幹) 高度医療機器等の補助事業でございますが、こちらは 1機種5千万円超える医療機器を購入した場合、または一式5千万円を超える 情報システムを購入した場合に、購入した経費の3分の1以内、限度額3千万円で補助させていただいておるものでございます。

昨年度につきましては、医療法人豊田会が検体検査情報システムを3億4千万円で購入をされました。この機器は、早朝ですとか深夜といった時間帯に救急搬送された患者さん、あるいは入院患者さんの容体が急変した場合であっても検査データを迅速に提供することが可能になりまして、臨床支援の充実化が図られております。以上です。

答(市民生活) ごみ袋の配布枚数の件でございますが、実は環境行政全般に わたって私ども、町内会長さんOBの方を中心とした生活問題研究会という組 織と、あとは主婦の方で構成される生活学校という、こういった検討の組織が ございまして、その中でもこのような内容が議題として上がってございますの で、そういった研究会の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

問(12) 地域医療振興事業の関係ですが、今、高浜分院はMRIとかいう

機械は置いてありますか、ちょっとお示しいただきたいですが。

答(保健福祉 主幹) 現在、高浜分院にはMRIはございません。

問(12) MRIって、以前は市立病院に入れたことがあったかと思うんですが、違いますか。

答(保健福祉 主幹) 以前、高浜市立病院にはMRIを有しておりましたが、 移譲の際に豊田会さんのほうから、かなり経年劣化が著しく画像が不鮮明であ るという理由から、廃棄をしてほしいという要望がありましたので、私どもの ほうで廃棄をさせていただいております。

委員長ほかに。

問(16) 194ページ、がん検診推進事業ですけれども、がん検診につきましては受診率アップということで、クーポン券を配布して推進してくださいましたけれども、これは継続してやっていかれるということですけれども、その効果についてはどんなふうだったのかお伺いしたいと思います。

それから今、質問がありましたけれども、ページ数198ページ、妊娠出産包括支援事業ですけれども、このマイ保健師による支援ということでスタートしてくだいましたけれども、このマイ保健師による支援の効果についてはどうだったのか。

それから、(2) の1歳バースデイ訪問の実施が、件数が273件ですけれども、この1歳児のお子さんの全部の訪問してくださった中で、いろんな問題が見えてきたと思うんですけれども、どのような問題があったのか、そこら辺のことも教えていただきたいと思います。

それから、(3)ですけれども産後ケア、入院に移行してくださって、八千 代病院さんとそれからみどり助産院ということで、利用者がどうなのかなと思 って、今のところはどうでしょうか。

答(保健福祉) まず、がん検診のクーポン券については、これはこれで、特に女性特有のがん検診については6年目となりました。受診率を見てみますと、やはりクーポン券を実施した世代については、ほかの世代に比べて多いというのは当然であります。また、実数としましても、ごらんいただきましたように、主要成果のほうでも、今回607人が子宮頸がんのがん検診を受けられたとい

うことで、非常に多く受けられております。

委員長ほかに。

続きまして、妊娠出産包括支援事業のマイ保健師による支援の効果ということですが、これまでどうしても保健師が縦割りになっていないというのか、母子担当、老人成人担当というような担当ごとになっておりまして、地域の妊娠期から子供、そして高齢者まで1人の保健師がかかわるという点では、非常に効果があったと考えております。

続きまして、1歳バースデイ訪問の効果ということで、これは特に最近では、 1歳未満の予防接種というのは、非常に数が多くなっております。こうしたと ころで、予防接種の受診歴を見ながらアドバイスができた、こういう点では、 非常に効果があったと思っております。

そして、産後デイサービスから産後ケア入院に事業を転換したということで、 私ども、これはセーフティネットとして捉えております。したがって実は今、 御質問のように利用実績はということで、まだ今のところはありませんが、必 要な方が必要な支援につながるということで、制度として維持していきたいと 思っておりますので、よろしくお願いします。

問(16) わかりました。セーフティネットという捉え方もありますけれども、先日、八千代病院さんにちょっと視察に行かせていただきました。あちらは補助、まだ助成しておりませんので、かなりの額での取り組みをしておられましたけれども、結構利用者が多かったものですから、安城市内の方が。だから、このもう少しPRというか周知みたいなこと、力を入れていただければ利用者が出てくるのかな、多分こういったことでお困りの方いらっしゃると思いますので、またこの点につきましてもよろしくお願いいたします。

問(12) 189ページですが、4款1項2目の老人・成人保健事業の関係で健康診査があるんですが、この中で一般住民健康診査というのがあるんですが、これの、今7月から10月までだと思うんですが、通年健診はやる考えはないのかどうか。健診の健診率っていうかは、どれくらいになっているのかお示しください。

答(保健福祉) これは、一般住健も特定も後期高齢も含めてなんですが、委

員、前回も御質問いただいておりますが、内科系の医療機関は今、健診期間は 7月から9月までとなっておりますが、通年で実施をしていただいている機関 が非常に多くなってきておりますので、この7月、9月でもし受診できなかっ た場合は、保健福祉グループにお聞きいただくか、直接医療機関でお聞きいた だければ、3月までに受診ができないということはないものですから、ぜひ、 そういった御案内をしていただければというふうに思っております。

また、受診率のほうはということですが、受診率、これは県内との比較になってしまうんですが、高浜市は県内の中でも平均に比べて高いほうになっておりますので、そういった通年の受診ができるという効果があるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

問(1) 主要新規事業等の概要の41ページ、ごみ減量リサイクル推進事業についてですが、不法投棄等の対策で監視カメラを2台設置をされたということですが、これの運用実績。これで何か見つかったとか、減量されたあと、今後、市内にふやしていくつもりはあるのか教えてください。

もう1点、主要成果のほうですが197ページ、またすいません。大変くどいようで申しわけないですが、子宮頸がん予防ワクチンの件ですが、個別の案件というものをあまり言うのは好きじゃないんですが、私の知り合いのほうでも何か副作用のほうで、高浜市じゃないんですが、副作用でちょっと寝たきりになっているという方がいるというのを聞いています。そういったこともあって、件数もこれ1件なんですが、高浜市でこれから、この子宮頸がん予防ワクチンというのを廃止するとかいうのは考えていないのかというのを教えてください。以上です。

答(市民生活) まず、監視カメラについてお答えをいたします。監視カメラの設置につきましては昨年度、市役所西駐輪場の分別収集拠点と、翼ふれあいプラザ近くの可燃ごみステーションに設置をいたしまして、運用を開始しています。

その効果でございますが、まず、市役所西駐輪場の分別収集拠点の監視カメラを9月から設置をしておりまして、翼ふれあいプラザのほうは3月から設置

をしておりますが、結論から申し上げまして、件数的にはあまり効果は感じられておりません。全体の不法投棄の件数を申し上げますと、昨年度と比べまして、全体で24件の減。重さにいたしまして2,260キログラムの減というような形で、結果としては効果があるということになっているんですが、監視カメラを設置した箇所におきましては冷蔵庫、テレビ、自動車部品などの、いわゆる本当の意味の不法投棄というものの効果はあるんですが、その他の部分には効果がないということの結果を得られています。したがいまして、いわいるその廃棄物処理法等々、法に抵触されるような部分については効果があるということは検証結果が出てございますので、そのような箇所を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

答(保健福祉) 子宮頸がん予防ワクチンの件ですが、これは国の予防接種の差し控えを受けて、私どももそれに合わせておるわけでございます。また今、定期接種でなくなったわけではありませんので、これは市が独自で実施を決定していくということは全くありません。国の方針にしたがって、今後もそれを受けて実施をする、しないを決めていくというような考えでおりますので、よろしくお願いします。

問(1) 監視カメラですが、あまり効果がなかったということなんですが、 この監視カメラは当然どこかで記録されていると思うんですが、それを解析な どされて、その不法投棄された方を注意したとか、そういった実績等はあるん でしょうか。

答(市民生活) 監視カメラを使用して、検挙した例はございません。その他 の内容については、検挙した例がございます。以上です。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、4款、衛生費についての質疑を打ち切ります。

5款 労働費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5款、労働費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時45分。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時45分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問(12) 226ページですが、6款1項5目、ここの庁用器具費のところにカラス捕獲器2基、34万3,440円となっていますが、これどんなものなんでしょうか。

それで成果というか、捕まったのはどれぐらいあるんでしょうか。

答(地域産業) カラスの捕獲器につきましては、2メートル四方の金網で、 高さが約2メートルほどの金網になります。カラスの被害の多い農地に設置を させていただきまして、まず最初は、上を全部開けた状態で餌を置くというよ うな形で、カラスが慣れてきたころに上の蓋を閉めまして、1カ所だけ穴が開 いておりまして、その下に針金が下に出ているような形になっておりますので、 入ったら出れないような形のいわゆるワナになっております。

成果としましては、実は設置を昨年度からしているんですけれども、昨年度

には成果はございませんでした。ただ今年、実は4羽の捕獲が成功しております。

委員長ほかに。

問(14) 主要成果の221ページ、明治用水中井筋改修事業ですが、平成 26年、昨年度の実績と内容、そして進捗率をお示しください。

答(地域産業) 平成26年度に、県営かんがい排水事業の中井筋地区にて施工いたしました工事箇所でございますが、3カ所になります。

1つ目が高浜工区その38工事として、蛇抜橋の架けかえ工事とその下部の 水路改修工事、約5メートルでございます。

次に、高浜工区その39工事といたしまして、名鉄横断水路改修工事の工事 用運搬路の工事とその下部の水路改修工事、約73メートルでございます。

次に、高浜工区その40工事として、池ノ内用悪水と明治用水の接続に係る 排水路工事、約30メートルとなります。

平成26年度末での高浜工区の進捗率といたしましては、平成26年度末の 事業量からみた状況としては、中井筋地区全体で約78パーセント、高浜工区 で約97パーセントでございます。

問(14) 大方、私どもも明水会という形で年2回の掃除活動をさせていただいて、今月土曜日にもやらせていただいて、本当にきれいになりました。この中でちょっと、来年度になるかもしれませんけれども、工事完了に近くになってきて、ふぐあいというものが出てきておると思うんです。いろいろ魚だまりが埋まっただとか、いろいろ工事完成に伴って、そういったふぐあいをどういう調整をされていくのか、国県と調整をされていかれるのか。ふぐあいがあるかどうかの確認と、その調整をどうされていくのか、お伺いしたいと思います。

答(地域産業) 明治用水の拡幅工事という意味では、排水量の増大によりまして、特に大きなこの前の台風等においても、安定した排水等が実施されている次第でございます。ただ、確かに地元の御要望ということで、魚だまり等についても、実際には工事の中でそれをつけてみたんですけれども、実際にその中で土砂がたまってしまって、なかなか活用できていないというようなところ

もございますので、それにつきましては、また工事の進捗、また実際の運用の中で協議をしながら、県のほうとも調整をしていきたいと考えております。間(14) 先ほど、蛇抜橋の工事ということで、これも審議内容とちょっと外れちゃうかもしれませんけれども、私に会う方から「いつ完成するんだ。」というようなことで、非常に私の立場からするとふぐあいを感じているわけです。なかなか通させてもらえないという、そういうところからして、確か今年度に「2、3カ月は通すよ。」と、それで、「改めてまた閉めますよ。」というような御案内だったと思います、昨年度の予定では。今年度、若干それが変わった、ずっと通行止めになっていると思うんですが、こういったことの、町内会に周知する方法。あるいは周知されたのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。答(地域産業) 今年度実施予定の名鉄三河線横断工事につきましては、工期としまして10月から平成30年の3月までを予定しております。現在、高浜工区その39工事が完了しておりますが、10月から実施する名鉄三河線横断工事の工事車両の乗り入れ口としての蛇抜橋は、今後も利用する予定で、現場につきましては工事に直ちに取りかかれるような状態となっております。

工事を管轄している愛知県の西三河農林水産事務所にも、工事と工事の空白期間の通行止めの解除について検討をいたしましたが、橋の一部に急こう配が実はございまして、一般車両の通行で腹をすってしまうような支障がある可能性があるというようなことと、工事管理者及び通行誘導員がいないというようなところで、夜間の照明などが設置もされていない中、また、橋の上流下流の進入が可能であるというとこともありまして、時期的に夏休みということも係ってくることもありまして、児童が思わぬ事故を引き起こしてはいけないため、安全を考慮して通行止めを継続してございます。

それにつきまして、蛇抜橋の近隣の、屋敷、呉竹、沢渡、春日の町内会には その旨を、芳川も含めて打診をさせていただきまして、御理解をいただいた上 で町内、近隣町内についても回覧をさせていただいた上で、このような次第を させていただいているということになります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款、農林水産業費についての質疑 を打ち切ります。

7款 商工費

委員長 質疑を許します。

問(8) 主要施策の231ページ、7款1項2目、商工業振興費、ここで、空き店舗の活用の創業支援事業補助金についてお伺いしたいんですけども、平成25年度に休止した経緯と、平成27年度より補助制度の再開をするということでしたけれども、その理由について教えていただきたいんですけれども。答(地域産業) 空き店舗活用創業支援事業補助金とは、空き店舗等を解消し創業を支援するために、空き店舗を活用し事業を開始をする者に対して補助する制度でございます。

平成25年度より休止にした理由でございますが、この制度の実績は平成19年度に開始をし、19年度が1名、20年度が4名、21年度が2名、22年度が2名、23年度0名、24年度が1名となっており、申請者の数が減少しておりました。また、申請する上で窓口となる商工会によると、平成25年度の申請者がいないとのことでしたので、同補助金制度の見直しを含め、平成25年度休止としておりました。

しかし、平成26年度に入りまして商工会より、創業を計画されている方から空き店舗を活用したいが、何か支援はないかという問い合わせがありまして、制度の見直しをした上で復活をしたいと、してもらえないかという申し出がございました。

また、時期を同じくしまして、国が平成26年1月に制定した産業競争力強 化法による地域中小企業の創業・事業再生の支援を受けるため、創業支援事業 計画を高浜市が商工会、市内金融機関と連携を図り、平成27年2月に作成し、 国の認定を受けることができました。 高浜市にて創業をしたいと考えている方に対し、支援策を提示し、活用していただくことで地域経済の活性化にもつながると考え、平成27年度より、より多くの方々に、また高浜市を選んでいただく一つのきっかけとしていただくために、改正をした上で事業を行うこととしております。

委員長ほかに。

問(12) 235ページですが、7款1項4目、いきいき号循環事業、2,489万5,830円出ていますが、以前から地元の声として出ているんですが、刈谷市コース、刈谷豊田総合病院へ行く経路に、せめて1カ所でも停留所を設けてほしいという声があるんですが、その点ではどう考えてみえるんでしょうか。

答(市民生活) その御質問については、何度もお答えさせていただいておりますが、私どもが今、この事業を実施させていただくときに一番重要視しているのは、やはり利用者人数でございます。全体で2,587人の増、率に直しまして9.5パーセントの伸びを示しておりまして、お尋ねの刈谷市コースにつきましても、対前年比で1,269名の方が増ということで御利用いただいております。したがいまして今、御要望の内容につきましては、利用状況を見ながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

問(12) 269名の増なんですか、1,269名ですか。ちょっとわかりにくかったんですけれども。

答(市民生活) 1,269です。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款、商工費についての質疑を打ち切ります。

8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問(4) 平成26年度主要新規事業の概要ですと、45、46ページの市道新設改良事業(道路施設長寿命化対策)について、主要施策成果でいきますと、239ページから241になるとかと思うんですけれども、どの事業なのかをちょっと説明をお願いしたいのと、それと参考までに、240から242ページまでの、工事請負費の側溝工、浚渫工、区画線などの174件についても説明をお願いしたいと思うんですけども、以上2点といいますか、お願いしたいと思います。

答(都市整備) 御質問いただきました主要新規事業の道路施設長寿命化対策について、まずはお答えいたします。この事業は、国庫補助対象事業となっておりまして、市内の1、2級の市道及び主要道路の延長約20キロメートルを対象とし、主要成果の239ページの高浜市道路付属物点検業務委託、高浜市路面修繕計画策定業務委託、これは平成25年度からの繰り越しになっておりますが、そちらの成果結果から優先順位が高いものを決めまして、修繕を進めているものでございます。

このうち、平成26年度の決算につきましては、路面の修繕工事がございまして、234ページの(2)にあります、工事請負費の舗装修繕工事市道宮裏線と市道三高駅東線が該当しております。

引き続いて、2問目の240ページから242ページにございます工事請負費のおのおのの工種内訳等でございますが、まず浚渫の件数が24件、1,140万円ほどでございます。あと、ちょっと多いほうからいきますと、区画線等の工事が26件ございまして、1,640万円ほどでございます。それから、舗装に関する工事なんですね、21件ございまして、1,244万円でございます。側溝等の工事、排水施設修繕ということで26件ございまして、2,963万6千円でございます。すいません、それで先ほどちょっと、路面修繕工事で私234ページと申しましたが、243でございます。大変失礼しました。委員長ほかに。

問(1) 主要施策成果説明書の239ページと245ページなんですが、同じく、橋りょう点検調査業務委託というのが2件あるんですが、この2件の委

託の内容に何か違いがあるのか、教えていただければと思います。

答(都市整備) 御質問の委託内容の違いについてでございますが、まず、高 浜市には40の橋がございます。

そのうち、橋の長さ、橋長というものが、15メートル未満といわれる橋が 10橋ございます。この10橋は、桁橋という位置づけをとっております。

あと、残り16橋につきましては、ボックス橋という名称で管理しております。

残りは、桁橋の長い橋ということでございます。そのうち、橋りょう点検の 委託を実施しました委託業務2件ともは、道路法の改正による法点検でござい まして、2つとも愛知県の橋りょう点検要綱に準拠したものでございまして、 委託の内容はほぼ同等のものになっております。

問(1) 委託内容がほぼ同様ということなんですが、分けて委託したという ことというのは、何かメリットがあるのか教えていただければと思います。

答(都市整備) 委託業務が2件に分割された、まず1つ大きな要因がございまして、先ほど説明しましたボックス橋というものが当初、国庫補助対象事業となるかどうかというところで、県や国との協議をしておりました。それが、予算時期にちょうど方針が定まっておらず、それをボックス橋については見送った経緯がございます。結果的には、ボックス橋につきましても国庫補助の対象となることとなりましたが、予算措置として時期が年度をまたいだこともございまして、2件とも国庫補助となっております。

国庫補助事業の対象となりますと、事業費の5割は市が負担し、残りの5割は国庫補助となりますので、そういった分は市の持ち出しが軽減されているということで御理解願います。

問(1) 参考までに、点検された橋があると思うんですが、何か補修等見つかったということはあるんでしょうか。

答(都市整備) こちらの成果の結果、緊急に対応する箇所というところの報告は、結果はございませんでした。以上です。

委員長ほかに。

問(12) 246ページ、8款3項1目の工事請負費の(4)番、公有財産

購入費のところで、芳川町の遊水池ってどこにあったのか、ちょっと教えてください。

それから249ページ、名浜道路推進協議会というのが6万円出ているんですが、これは大型開発事業に入るんではないかと思いますが、これの内容でこういうのは、負担金については中止するべきではないかと思いますが、これについて。

それから250ページ、8款5項4目、公園整備の関係ですが、神明グランド、神明公園、あれは神明町二丁目か三丁目にあるんですが、とか、豊田町にある公園も全然遊具がないんですね。そういう点で、防災の関係で水をためられる公園もあるんですが、それはもちろんですし、あちらの方面で全然遊具がない公園ばっかりなんですが、ぜひ遊具がほしいという声があります。以前にも声が出たそうですが、何か町内会のほうでだめになったと言われて、そのままっていうことを聞いています。

それから丸畑公園ですが、遊具を壊す人がいるっていうのか壊すつもりか、 つもりじゃないけど扱いが荒いのか何か、ちょっとその点で何か対策をとって みえるのかどうかお示しください。

それから253ページ、公営住宅管理事業の中で、市営住宅に入っている方から、今まで市の方がみえていたんだけど、部署が変わってしまって今まで話をされたことが新しい方に通じてないようなので、変わるなら変わると言ってほしいというお話がありました。

それから、(3)番の借上公共賃貸住宅賃借料ですが、この住宅は、みんな それぞれがいつまで借り上げているのかその点と。

それから、いきいき広場の1階の空き家、貸店舗はどうなっているのか、いつまで借りているのかということと、空き家が何件あるのかお示しください。 委員長 暫時休憩いたします。再開は午後2時18分。

休憩 午後1時41分

再開 午後2時18分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

問(12) 先ほど、借上公共賃貸住宅のところで、いきいき広場の1階の貸店舗についても言いましたが、これは2款のほうに入るそうですので、質疑漏れでお願いいたします。それから255ページの、7項1目の木造住宅耐震改修費補助、これまでに行った耐震数と改修の数字をお示しください。

答(都市整備) まず順番に、1番目の246ページ、公有財産購入費、芳川 町遊水池の場所でございますが中埜酢店、ミツカン酢の工場があったところと 堤防との間のところでございます。

それから2番目、249ページの名浜道路推進協議会の負担金でございますが、名浜道路推進のこの協議会は、西三河から衣浦を超え知多半島まで行く、知多半島を経由しセントレア空港までに至る非常に効果のある路線でございます。協議会といたしましては、東西の三河地域と知多地域の9市3町で構成しております。活動内容につきましては、関連する市町の商工会と商工会議所で構成された名浜道路推進経済連合会とともに、政官ということで、地域が一体となってこの道路の事業の推進を支援していくという形でやっております。この道路の整備のメリットといたしましては、物流道路ということもございますが、セントレア空港や衣浦港、三河港相互のアクセスの向上が図れられるということ。また、さらに災害時の緊急輸送路、盛土構造となることにより、津波を防ぐというような防災的な機能も有しております。ですので、この会の脱退の考えはございません。

3番目、250ページ、神明公園の御意見の件で、遊具等の御意見でございますが、まず神明公園、区画整理でできた公園でございまして、区画整理直後は周りに民家が建っていない状況でございました。今現在、都市化が進んでおるというのは十分把握しております。ただ公園というものについては、地域に望まれた公園というのが必要になります。行政が一方的につくる公園ではなく、地域に望まれた公園をつくっていくためにも、地域の声がより高く上がり、みんなで守ろうという意識が成熟してまいりましたときがきましたら、神明公園のあり方というものを研究し、検討していきたいと考えております。

4番目の、丸畑公園の遊具を壊す人ということでございますが、すみません、

現在私どもで把握している限り、そういったことはちょっと把握しておりません。また、そういったことがございましたら、看板等で周知していきたいと考えております。以上です。

答(市民生活) それでは、公営住宅の関係でまず1点目の、その人事異動に伴うお話がございましたが、内容がわかりませんので、また後ほど私どもに教えていただくか、その申し出をされた入居者の方に、私どもに御連絡いただくようお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、借上げ公共賃貸住宅の返還時期でございますが、253ページの(3)番、上のロイヤル八幡から下にいきまして27年3月31日、パークビレッジが28年3月31日、ビラ湯山29年3月31日、ハイツセブン同年の3月31日となってございまして、この時点の空き家につきましては、全40戸のうち24戸が空き家となってございました。以上でございます。

答(都市防災) 255ページの建築総務費の(4)、木造住宅耐震診断耐震改修の実績ということでございますが、まず耐震診断のほうから申し上げます。この制度は平成14年度から開始をしておりまして、平成26年度が6件ということで、これまでの累計は911件の耐震診断でございます。

続きまして、耐震改修でございますが、こちらは平成15年度から制度を開始しまして平成26年度が5件、これまでの実績が87件となっております。 以上でございます。

問(12) まず、借上公共賃貸住宅のほうからいきます。40戸のうち24 件空き家があるというお話ですが、これ、空き家を埋めるためにいろいろ対応 してみえていると思うんですが、これまでにどのような方策をとってみえてる のかお示しください。

それから、耐震改修の関係ですが、911件の耐震診断の中で87件という ことですので、なかなか費用もかかって大変だと思いますが、これをどのよう にふやしていくのかお示しをいただきたいと思います。

答(市民生活) 空き家の対策でございますが、これは、実は返還が始まった 平成23年から取り組んでおるんですが、実は地元の不動産業者さんへのあっ せんと、あと、広報等の周知を中心にやってまいりますが、何分、返還時期が 次年度29年3月31日までということになりますと、やはり入居者の方にその旨で、オーナーが替わるという話がございますので、それに対して退去している方も出ておると、このような状況でございます。以上でございます。答(都市防災) 12番委員の御質問のところで、先ほど質問のところで耐震診断が87と、改修が911とありましたけれども、これ反対でございまして、診断が911、改修が87でございます。今後、これらの制度の対象者というかPRということでございますが、昨年度も実施しておりますけれども、広報、ホームページ等は当然でございますけども、対象となる持ち主様に直接、耐震診断のパンフレットをダイレクトメールで直接送らせていただいております。昨年26年度で2,605通、郵送させていただいております。これらの活動ですとか、今南部さんのほうでも若干こういった耐震啓発の取り組みもしていただいておりますので、そういったところで件数をふやしていきたいと思っております。よろしく、お願いいたします。

質疑なし

委員長 ほかに。

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款、土木費についての質疑を打ち切ります。

9款 消防費

委員長 質疑を許します。

問(12) 消防の関係で259ページ、工事請負費で消防団の招集用サイレンの撤去工事というのが出ているんですが、屋敷町とか芳川町とか、ほかにもあるんですが、先ほど行われた防災訓練に音が全然聞こえなくて、本当にやるんだろうねというようなことを屋敷町の方が、大変困ったということを言ってみえました。消防団の招集用のサイレンだったそうですが、大きい音が防災、お宮さんにある大きいほうのサイレンですが、だけでは聞こえないかと思うん

ですが、そういう点、これからどうやっていかれるのかお示しをください。

答(都市防災) 同報無線の件だと思いますけれども、同報無線というのは整備をさせていただきまして、基本的には津波のエリア、それと過去の水害のところ、そして避難所となる小中学校につけておりますので、市内全域に聞こえるというものではございません。

今、御質問ありましたように、どういうふうに知らせていくんだというところでございますけれども、今私どもはメール登録ということで、防災訓練のときに合わせてメールを送信しております。

加えて防災ラジオということで、同報無線と同じ内容の音声が聞こえるということでございますので、市内なら大体のエリアは入りますので、同報無線の音声が聞きづらい場合は、防災ラジオの御購入も勧めていただければ幸いだと思います。よろしく、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款、消防費についての質疑を打ち切ります。

10款 教育費

委員長 質疑を許します。

問(6) それでは、図書の、中学校と小学校の図書の購入の件でちょっとお伺いをいたします。主要施策成果説明書の268ページ、ここで、各小学校の図書の購入費が123万4,727円、それから272ページで、中学校の図書の購入費が109万184円。以前これ、もう少し予算があったんですけれども、指定管理にしてから数字がかなり落ちておるんですけれども、この各学校の図書購入費のどういう本を買うかとか、そういう基準と、それからこれ当然、各生徒に貸し出しやなんかをしておみえになると思うんですけれども、そ

の貸し出しの方法、それをちょっと教えてください。

答(学校経営) ただいま御質問ありました、図書の購入につきましては、学校におきまして、学校で授業等で使う本、あるいは子供たちから要望のあった本を中心に、学校の司書の先生が中心となって購入に当たっていただいております。

それから、貸し出しのシステムについてなんですが、現状カーサというシステムを使いまして、学校が始まる前の15分、あるいは昼の休憩時間に子供たちがシステムを作動させて、図書の貸し借りを行っているという状況でございます。以上です。

実際に図書というのは、いわゆる市立図書館も実はあるわけですね。 問(6) 市立図書館は、大体指定管理にしてから1、450万円くらいですか、前が1 千万円だったやつが450万円くらいふえとるわけなんですけれども、その辺 のところがふえているということで、小学校や中学校の図書費のほうが減って いるという現状があったわけですけれども、実際に今、学校の本の登録は学校 がやっていると思うんですけれども、それは、学校がいわゆる今言われたみた いに、調べ学習の本だとか、それから普通の一般の小説だとか、それから歴史 書だとか、そういったものやなんかを買ってみえるのかなと思うんですけれど も、もっとそれを有効に、市立図書館の本も結構閉架図書で眠っている本もあ りますもんで、以前から学校のほうは蔵書率ということを盛んに言ってみえて、 これは基準が決まっておって、いわゆる図書室にどれだけ蔵書がなければいけ ないという、そういうあれがあるわけですけれども、そこら辺のところを一回 きちっと精査をしていただいて、それで図書館のほうで寝てる本だとか、それ からもっと、やっぱり閉架で本を置いておくよりも開架に置いたほうがいいと 思いますので、これから本を、複合化、学校が複合施設になっていくというと 当然、学校の図書館も一般の方に開放するだとかそういうような形、特に今度 高浜小学校やなんかですと図書館やなんか、図書室あるいは市立図書館もあの 中に併設されるということやなんかありますので、そういったこともしっかり 吟味していただいて、それでもっと有効に活用できるようにしていただきたい と思いますけれどもいかがでしょうか。

答(学校経営) ただいま委員から御提案のありました件につきまして、学校の立場からまず申し上げますと、ただいま市立図書館のほうから数十冊、配本サービスということで学校ごとに貸し出しをしていただけるサービスがございます。このサービスが非常に学校の先生方には好評でして、本が足りないという要望、強い要望とかはいただいていないという現状でございます。

今、御提案のありました、市内の学校の本及び市立図書館の本をもっと有効活用してはという御意見でございますが、具体的に例えば、高浜小学校の図書を、ほかの学校の児童生徒が借りに来るというようなことも想定されているかと思うんですが、そういった、子供たちがほかの学校の本がどういうものがあるかどうかという面では、確かに統一したシステムができれば有効にはなると思うんですが、ただ、現状先ほど申しましたように、子供たちや先生からの立場で申しますと、市立図書館の配本サービスというサービスで、非常に満足いただいているという現状でございますので、委員、御提案のありました今後の複合を見据えた図書のあり方につきましては、今後検討していく課題の一つでもあるというふうに認識しております。以上です。

委員長 ほかに。

間(8) 主要施策成果説明書の267ページ、小学校情報教育基盤整備事業、昨年これが予算的にいうと1,500万円。1,600万円弱だったんですけれども、今年度500万円弱ということで1千万円以上下がっているんですけれども、その理由について教えていただきたいのと、同じく主要施策成果説明書の270ページ、中学校の工事請負費の中で、漏水が原因となる工事が上っているんですけれども、これって一体どういう内容の工事っていうか、どういう原因で工事を行ったかということを教えていただきたいんですけれども。答(学校経営) まず267ページの、小学校情報教育基盤整備事業の差額があるという御指摘でございますが、こちらの差額につきましては、高浜小学校、吉浜小学校、そして高取小学校の教育用コンピュータ及び学習ソフトの借上料、こちらの債務負担が平成25年度で終了いたしまして、平成26年度は1年間の再リース契約にて対応させていただいたため、借上料も約10分の1となっていることが大きな要因となっております。

なお、今後につきましては、議会でも御説明させていただいておりますが、 港小学校を除く4小学校の教育用コンピュータ及び学習ソフト借上料について、 新たに債務負担を設定し、今年度4月からタブレット型パソコンを導入させて いただいておりますので、借上料も今年度以降は、例年どおり増額という形に はなってまいります。

それから、270ページの漏水に関する工事という御質問でございます。漏水に関しましては、水道使用料が通常に比べてふえているという情報を上下水道グループからいただくことで、漏水が発覚します。ただ、広い校舎内のどこの部分で漏水しているかということを突き止めるのに、担当職員の多大な時間と労力を必要としております。こちらの主要施策成果説明書に書いてございます、まず、南中学校の給食室、給水管修繕工事におきましては、地中の水道管の老朽化により漏水していたため、箇所を2年がかりで突き止め、地中管ではなく、露出配管化する工事を行いました。

それから、高浜中学校のプール配管修繕工事では、南中学校同様、地中の水道管が老朽化して漏水しておりましたが、その箇所を特定するのにかなりの時間を要しました。最終的にプール部分の水道管が漏水していたということが発覚したわけですが、プールサイドのコンクリートを剥し、水道管を修繕するという工事を実施いたしました。以上でございます。

問(8) 経年劣化で、水道管とかヒビが入って漏水するっていうのはよくあることなんですけれども、このようなことというのは、小学校の中でも同じように起こってくるんですか。

答(学校経営) おっしゃるとおり、小学校でも発生しております。今年の春先になりますが、吉浜小学校でやはり、かなり水道使用料がふえているという情報を上下水道グループからいただき、何度も学校へ足を運びまして、聴音器を使って学校内部をくまなく調べました。結局、聴音器では漏水箇所を特定することができませんで、最終的には敷地内の下水のマンホールを全て開けまして、流れる水量が多い箇所があったため、その付近の水道管から漏水しているということを突き止めております。また、夏休み直前になりますが、高浜小学校体育館の下のトイレ付近から漏水しているという情報を学校からもらいまし

て、こちらは地上に水が出てきていたため漏水箇所を特定することができ、水 道管の修繕工事を実施しております。以上です。

委員長ほかに。

問(16) 主要新規事業等の概要の49ページですけれども、全小中学校体育館の天井・照明器具などの非構造部材について、専門家による実地調査を行う。それから、また吉浜小学校・高取小学校については、吊り天井撤去工事に向けた設計も実施するとありますけれども、この専門家の実地調査の結果についてはどうだったのか。また、その結果に対しての対策といいますか、今後の取り組みについても。それから、この設計をした、そのあとの工事についてはどうなったのか。そこら辺のことをお伺いします。

それから、資料のページ数ついていないですね、不登校関係資料8ですけれども、不登校につきましては、またこれ増加している、人数がふえておりますけれども、大変それなりに一生懸命取り組んでくださっているとは思いますけれども、この中学校の、小学校もそうですけれども、この区分のところが、無気力が26で、不安などの情緒的混乱、こういった原因がほとんどなんですけれども、これについては、どのような状況から判断されていて、どのような取り組みをしてみえるのかもお伺いしたいですし、それから、これは中学校全体のこの区分別の人数が出ていますけれども、中学校ごとの人数についても把握してみえると思いますので、お尋ねしたいと思います。

それから、主要施策成果の264ページ、3の児童生徒健全育成事業の中の(13)ですけれども、絆を育む学校づくり推進事業委託ということで実施をされたわけですけど、これは新たに実施されたと思いますけれども、この事業の目的ですとか、また実施された効果についてもお伺いしたいと思います。

それから284ページ、放課後居場所事業ですけれども、かなり全小学校で定着して実施がされるようになってきておりますけれども、学校によってはまちまちなのかなというふうにも推測しますけれども、やはり、この放課後の過ごし方、学校で大体どんなようなふうに過ごしてみえるのかということと、これが登録制だったのかちょっとはっきり覚えがないんですけれども、登録制だとしたらどれぐらいの方が登録してみえるのか。それから平成27年度は、雨

天の日の利用についても整備していただきましたので、これが順調に推進がされているのかどうなのか、その点についてお伺いをいたします。

答(学校経営) まず、最初に小中学校屋内運動場非構造部材の落下防止対策についての御質問でございます。昨年4月に契約いたしまして、まず、診断業務を設計会社のほうに委託しております。その結果、この診断業務につきましては、文部科学省の示しております地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにという耐震化ガイドブックにもたれまして、その中に示す点検チェックリストに基づきまして、診断業務を行っていただいております。

例えば、今年度これから耐震工事を行っていきます吉浜小学校、高取小学校 につきまして申し上げますと、まず天井につきましては、両校とも吊り天井を 有しておりますので、撤去を含めて検討を要すという結果をいただいています。

それから、照明器具につきましても吊り天井に埋めこみ式となっております ので、天井材とともに撤去し取りかえることが望ましいという指摘をいただい ております。

それから、体育館のガラス窓につきましては、吉浜小学校は比較的新しい体育館でございますので、特に問題ないという御指摘をいただきましたが、高取小学校は老朽化しておりまして、取りかえを含めて検討が必要だという御指摘をいただいております。

また、高取小学校につきましては、放送器具につきましても落下防止ワイヤー等の検討を要すという御意見。

それから、その他として体育館の出入口になりますが、各スチールドアの取りかえの検討を要すという御指摘をいただいております。

こうしたような御指摘を踏まえまして、実際に昨年度10月以降、耐震化対 策実施作成業務を設計会社のほうに委託しまして、実施設計書をつくっていた だいているところでございます。

工事につきましては、若干工期が遅れてしまっておりますが、吉浜小学校は既に工期に入っております。高取小学校につきましては学校のほうの要望がありまして、9月26日の運動会以降に工事実施に入ってほしいという要望がありましたので、10月から工事のほうに入ってまいる予定でございます。以上

です。

答(学校経営 主幹) まず、1つ目の264ページの、絆を育む学校づくり推進事業委託の件でありますが、これは愛知県教育委員会からの単年度委託事業でございまして、港小学校が絆を育む学校づくり推進校として指定されました。港小学校がこれまで築き上げてきました保護者や地域とのつながりを大切にし、学校と地域が互いに意見を出し合いながら、子供たちの豊かな心の育成を目指して取り組みをいたしました。

組織としましては、港キッズクラブを中心に置き、関係する諸団体である南部まちづくり協議会、南部公民館、港小学校区おやじの会、港小PTAが相互に連携する形といたしました。

具体的には、春と秋の資源回収、田戸まつり、秋の鬼みちまつり、神明社まつりの準備や当日の屋台運営等を手伝い、校内防災キャンプ、地域交流事業秋の収穫祭などを行いました。いずれの活動におきましても大人と子供が力を合わせ、ともに汗をかき、お互いの絆をより一層深めることができました。

それから、不登校につきましてのお答えでありますが、学校経営グループといたしましても、この不登校の問題は大変大きな問題であるというふうな認識をしております。不登校の原因につきましては、学校にあるものということもありますが、今現在では、さまざまな社会的な要因、家庭状況の変化でありますとか、社会の変化でありますとか、そういったものも複雑に関係しておりまして、非常に難しい問題となっております。また、思春期に見られる不安定、情緒的な混乱、中には発達障害にかかわる二次障害の生徒もあります。そういった子供たちのほかにも、中学校になりますと、特に学力不振から不登校に陥ってくるというような子もありまして、それが後々の無気力な状態ですとか、情緒不安、混乱の状態に結びついてくるというようなことも考えられております。

対応といたしましては、もちろん直接的な家庭訪問ですとか、保護者、児童 生徒への話ですとかいうこともありますが、予防的、積極的な生徒指導を重点 に置きまして、何といっても魅力ある授業づくりですとか、子供たちの居場所 のある学級経営ですとか、そういった、まず積極的で基本的な対応を主と考え ております。それを進めましても、やはり全ての子供たちを不登校から救うということはできませんで、そういった場合には、やはり対処的な方策が必要ということになってきます。先ほどお話いたしました家庭訪問や個人的な相談活動のほかにも、両中学校には、高浜中学校にはレインボー教室、南中学校にはみなみという不登校生徒を対応する特別な教室を設けまして、そちらのほうで自分の教室に入れない子を、まず学校のその教室にということで、一つ対応をしております。それから、いきいき広場内にほっとスペースというものをつくり、さらに学校にも行けないという子については、学校外の支援場所としてそちらのほうを設置し、講師を2名配置して不登校児童生徒の対応に当たるということがあります。

そのほかにも、西三河教育事務所の家庭教育コーディネーターのほうに話を進めたり、市内の福祉まるごと相談グループのほうに相談をかけたりというふうにして、大きなところから、何とかその不登校に立ち向かおうということでやっておりますが、なかなか難しい面があるのも現実であります。あと、高浜中学校と南中学校別の数値ももちろんございますが、今ここに、手元にはございませんので、中学校まとめの数がありますが、それぞれの中学校ごとについては、また後ほどお示ししたいと思います。以上であります。

答(こども育成) 放課後居場所事業に関する、御質問にお答えいたします。まず、1点目でございます放課後の過ごし方でございますが、主要施策成果の284ページの下のほうにも少し書いてございますが、まず基本的には、晴れの日はグランドでということでございますので、グランドで、例えば人数が集まればサッカーをやったりですとか、学校の校庭にある遊具を使って遊んだりと、それぞれ子供たちが用意された遊具を使いながら遊ぶというような形が主になっておりまして、それにプレイングへルパーという名称の見守り役をシルバーに委託してございますが、人が常時1人付くということに加えまして、月に数回程度ですが、ここに書いてございますプレイングマネージャーということで、スポーツなどを教えていただける講師の方がいらっしゃる日もございます。そういった形で過ごしております。

2点目の登録者数でございますが、平成27年5月現在の資料が手元にござ

いますのでその数字になりますが、全体で1,128人ということで、これは5小学校を合わせて、全体の児童数からいたしますと約4割弱の登録状況ということでございまして、毎月少しずつ登録がされてまいりますので、増加傾向にございます。その詳細までは、今承知しておりません。

最後に、平成27年度、雨天の対応は順調かということでございますが、これまで放課後居場所事業は文化スポーツグループで所管してございましたが、 今年度4月からこども育成グループ、主な担当が児童センターで所管をすることになりまして、雨天は児童センターでセンターキッズという形で受け入れをするようにしてございます。

そういった形で、きょうは雨で放課後の居場所、グランドは中止ですよという日には児童センター等に子供たちに移動していただいて、そちらでの受け入れという格好をとらせていただいておりまして、子供によって雨天の場合にそちらを使うというのが、うちに帰ってもどなたもいらっしゃらないというような家庭のお子さんについては、そちらへ行かれて児童センターで過ごされるというような格好になっておりますので、順調に受け入れをさせていただいております。以上です。

意(16) 順調に移行できているということで、安心しました。不登校の問題は本当に根が深いというか、家庭環境のこともあろうかと思いますけれども、学校教育現場だけでは本当に限界があろうかと思いますので、いろんな方面から、また支援をしながら、お子さんを見守りながら、また家庭の環境の問題が浮上しているところはしっかりとサポートしながら、不登校生徒が減少していくような取り組みを、今後も粘り強くお願いをいたします。以上です。委員長 ほかに。

問(14) 主要施策成果285ページの、中・高生のための居場所の運営と、次ページ286ページ、こども・若者成長応援事業の、2つについて質問します。中・高生の若い子供たちがこういったものに携わって、ここに書いてありますように自主性・責任感・協調性・行動力を育むということでありますけれども、この子供たちのこれから10年先、20年先、行政としては、何を求めてこの事業を押し進めてみえるのか、再度お考えをお聞かせ願いたいと思いま

す。

答(文化スポーツ) 何を求めてというところでございますすけれども、まずは、ここに御参加いただいている子供、若者がそれぞれの役割の中で、自主的に行動できる人間になっていただきたいなという思いがございます。

それと私、現場にいて痛切に感じますのが、やはりまちへの愛着というのが必ず高まります。そこの中から、人のつながりも自然にできてくるわけでございますけれども、将来まちづくりをしていこうというといったときに、この今、子供のときにこういうことができたと、ここに参画したというその思は、高浜市のまちをつくる上においても、また、それぞれの子供が世界に羽ばたく、飛び立っていくというところにおいても必ず生きてくるもんだろうなと、このように考えております。

問(14) 私も子供に野球を教えたりしておりますけれども、やっぱり10年、人を一つの区切りとして10年を見ないと、その子供のつながりといいますか、そんなものがつながってこないと思いますので、こういう事業を10年続けよという意味ではありませんが、やはり10年をしっかり見据えた展開で子供たちを育んでいただく事業を推し進めていただきたいということを願っております。

それと、かわら美術館運営事業の中で、別に金銭的なことを言っているわけではないんですが、これまで、かわら美術館が通してきた活躍というのは重々承知しておりますけれども、この中で、かわら美術館と商工会、あるいは観光協会、あるいは文化協会、あるいは陶器瓦組合等々が、どのような連携を持ってこのまちを、高浜市としての素晴らしいまちを発掘するための事業の連携をしてきたか、どのようなことがあったか。そんなものがあれば、こんな連携をしたよというようなことがあればお示し願いたいと思います。

答(文化スポーツ) 連携という意味では、やはり鬼みちまつりの拠点になっているというところでございますので、そのような催し物のときには、必ず連携しておるというところでございますけれどもそれぞれの、商工会でいきますと美術館に来ていただいたお客様が、飲食店に行っていただけるというようなところを、橋渡しするということもやっておりますけれども、連携という部分

では、若干弱かったという反省がございますので、次回に向けては、市民にいかに参画していただけるかという視点から館運営を行ってまいりたいと、このように考えております。

問(14) かわら美術館の企画展なり特別展なりを含めた、森前公園を使った企画をするとか、そういったものを含めた外部からのお客さんを誘致するとか、それに観光協会、あるいは商工会、文化協会がともに携えながら発展を、要するに、外部からのお客さんを誘致するというような活動が、少し見えてなかったような気がするんですが、その点のどんな考えをお持ちでしょうか。答(文化スポーツ) 確かにおっしゃるとおり、美術館の運営につきましては指定管理者が行ってきたということで、一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、指定管理期間が限られていることで、地域との長期的なネットワークづくりという点におきましては本当に足らなかったなと、点では連携しているわけですけれども、やはりそれを面的に広めていくというところが足らなかったというふうに考えております。

意(14) これからも、いろいろ取り沙汰されているところがたくさんありますので、そこら辺のことをしっかりと明確にして、これからのかわら美術館の運営に対して、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問(1) 主要施策成果の268ページ、小学校費の小学校教育振興事業についてなんですが、(5)番の備品購入費についてお聞きします。こちらに備品購入費が205万548円とありますが、こちらの数字というのは、小学校さんのほうから予算要求があってこういった金額になったのか、予算を振り分けたら、人数分けなのかわかりませんが、振り分けたらこうなったのか教えてください。

というのは、あまりにもこの各学校30万円、40万円というのは少ないと思うので。ほかの項目等で何か出されているならわからないんですが、もし自由に使える何か、備品購入費というのがこれだけなんでしょうか。お願いします。

答(学校経営) ただいま御質問のありました備品購入費205万円の内訳で

ございますが、こちらにつきましては、例年予算編成の時期に各学校にヒアリングを行いまして、こちらの小学校教育振興に当たるものとしまして、例えば楽器であるとか、あるいは理科の設備であるとか、そういったものの中で必要なものを、まずヒアリングを行います。全てを予算要求するというわけにはいきませんので、ある程度各校バランスをとった、あるいは必要性等を勘案しながら予算付けを行っていくわけでございますが、例えば先ほど言いましたように、高浜小学校でいいますと、まずドラムセットが老朽化してきたということでドラムセット、こちらが約25万円くらいしておるんですが、そういったものを購入したりしております。

あと、学校ごとに自由に使える予算がないのかということでございますが、 各学校ごとに消耗品費という形で、学校の必要に応じて使える予算。そしてあ と修繕料ということで、修繕料といいましても軽微な修繕という位置づけで予 算配分しておりますが、そういったものも各校に予算配分をさせていただいて おります。以上です。

意(1) いろいろと厳しい予算だと思うんで、やはり先生たちが力を発揮するためにも備品等、充実した中での教育だと思いますんで、ぜひとも予算をふやしていただければと思います。ありがとうございました。

委員長 ほかに。

問(12) 教育費の関係で261ページ、教育指導事業の中に、標準学力検査実施委託というのが入っていますが、毎年こういうのをやっているわけですが、あまりにも一般的にいう学力テストと標準学力検査ですか、本当に競争や格差を生み出して、大変な影響が教育現場にもたらされるおそれがあるというのを組合の方も言ってみえますが、こういうのはちょっと中止をするべきじゃないかと思います。ですので、そこの意見をちょっとお聞かせください。

それから264ページ、児童生徒健全育成事業の(10)番に、「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託というのが21万9,500円出ていますが、これ自衛隊の体験入隊であれば中止すべきだと思いますが、鉄砲を見せたり持たせたり、銃刀法違反で止めになったこともありますが、義務教育中の子供が行くべきところではないと思いますので、これについてはそのようにして

ほしいと思いますが、その点でのお考え。

それから272ページ、3項2目、中学校費生徒就学援助事業というのがあるんですが、小学校も一緒なんですが、メガネとか難聴の子供さんがみえたら補聴器とか、そういうのは入っているのかどうかお示しください。

それから276ページの生涯学習施設管理運営事業で、中央公民館のいろいる工事請負などが載っているんですが、修繕をして悪いということじゃなくて、こんなに直しているのに平成28年には壊すのかという問題があります。これをお聞かせください。

それから282ページの生涯教育活動推進事業の、(3)番の中に、あいち 医療通訳システム推進協議会負担金というのがあるんで、これがどういうもの なのかわからないので教えてください。

それから299ページ、工事請負費で、少年野球専用グランド設備撤去工事をやっていますが、少年野球の子供さんが、グランドが減ってしまって練習がしにくいと言ってみえましたが、この点どのようにしていくのかお示しください、お願いします。

あと、先ほど出ましたセンターキッズ放課後居場所事業ですが、雨が降った場合は児童センターで過ごすというお話ですが、例えば吉浜小学校で遊んでいた子供がどこの児童センターにいくのか、その点もお示しください。

答(学校経営 主幹) 261ページの標準学力検査実施委託事業でありますが、これは子供たちの学力の現状把握と、経年の伸びを見るものであります。 それから、学校教育の授業改善にも役立てるというものでありまして、競争ということには、これは使ってはおりません。

それから264ページの、「あいち・出会いと体験の道場」推進委託事業、これは、いわゆる中学校の職場体験事業に係るものでありますが、学校におきましての職場体験というものは、本人と保護者が話し合って、自分の将来を見据えて体験先を決めていくというのが現状であります。今後とも職業選択の自由の観点に立ちまして、自衛官も一つの職業であると、そういうところから本人や保護者から希望があれば、他の職業と同様に対応していく方向でおります。以上です。

答(学校経営) それから、主要施策成果説明書272ページの、中学校費の中学校生徒就学援助事業の中で、障がいのあるお子さんの補聴器等が対象になるかという御質問でございます。具体的には、(2)の特別支援教育就学奨励費に当たってくるものと考えますが、この特別支援教育就学奨励費と申しますのは、障がいのある児童、生徒が、特別支援学校や小中学校の特別支援学級で学ぶ際、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況に応じて国及び地方公共団体が補助する仕組みということになってきます。対象となる経費につきましては通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費等が挙げられております。こちらのほうは、2分の1が国からの支給となりますので、具体的に補聴器等が該当するかどうかということは最終的に国に確認しなければなりませんが、先ほど申しました趣旨から申しますと、補聴器というのは、どちらかというと日常生活に必要な物ということで、今回、こちらの先ほど申しました教育に必要な費用の補助というものには当たらないと考えておりますので、該当しないものと思っております。以上です。

答(文化スポーツ) まず、276ページ、中央公民館の改修工事の関係でございますが、中央公民館というのは老朽化が進んでおりまして、ここに上げさせていただきましたのは、安全上問題があるとか、利用ができなくなるというおそれがあるものについて及び長年御依頼のありましたトイレの改修工事というものをさせていただいておりますが、これは、昨年6月の全員協議会の公共施設あり方の推進のところでは、中央公民館は第二次にということでございましたので、今回ここを改修させていただきましたけれども、今年度は病院の関係があるということで、これ以降の工事については一切ストップしているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

次に282ページ、(3)の負担金、あいち医療通訳システム推進協議会負担金でございますが、これは外国人の市民の方が安心して医療を受けられる環境を整えるということで、一定レベル以上の知識を持つ医療通訳者の派遣や、即時対応可能な電話による医療通訳が利用できるシステムということで、県のほうで運営しておりますので、そこに対する負担金ということで御理解願いたいと思います。

続きまして299ページ、(4)の工事請負費の、少年野球専用グランドの件でございますが、専用グランドがなくなったということで非常に大変ご不便をお掛けしておりますけれども、現在は軟式野球連盟の中で一生懸命調整していただいて、子供たちが普通にはできませんけども、1つグランドがなくなった中で、いかにできるかということを考えてやっていただいております。グランドにつきましては、仮称でございますが、高浜緑地の整備を急ぐということで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。答(こども育成) センターキッズの件でございます。センターキッズは、今

答(こども育成) センターキッスの件でございます。センターキッスは、今年度からの事業でございますが、昼間保護者が就労等でいない家庭のお子さんを対象として、児童センター等を拠点として提供し、放課後の居場所として雨天時や学校行事等で中止の場合、〇〇っ子広場といって今やっていますが、放課後居場所事業が中止の場合に児童センターで受け入れを行っておる事業でございまして、吉浜小学校の児童につきましては、吉浜児童センターへ行くということになっておりまして、ほかの児童センターは、港小学校であれば東海児童センター、高浜小学校であれば中央児童センター、翼小学校であれば翼児童センターでございますが、児童センターの設置のない高取小学校につきましては、高取公民館をこのセンターキッズの開催場所として実施をしておりますので、よろしくお願いいたします。

問(12) センターキッズの話ですが、吉浜が吉浜児童センターに、港小学校が東海児童センターにということになると、高取は高取公民館って新しいほうの高取公民館ですか、古いほうですか。ちょっとわかりませんが、ちょっと距離があると思うんですが、雨が降っているのにその距離を行くっていうのは、大変子供たちにとっては負担になるかと思うんですが、その点ではどう考えてみえるんですか。

答(こども育成) 高取公民館は、現在の使用しております高取公民館でございます。移動があるということでございますが、子供たちも雨天時、いずれにしる学校のグランドが使えなければ自宅へ帰って行くということでございますので、移動はいずれにしる発生をするものでございますので、その点については問題がないと思っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款、教育費についての質疑を打ち切ります。

11款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、11款、災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12款 公債費

委員長質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、12款、公債費についての質疑を打ち切ります。

13款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、13款、諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14款 予備費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、14款、予備費についての質疑を打ち切ります。

委員長 ここで認定第1号について、質疑漏れがありましたら許可いたします。 質疑については、まとめて行ってください。

問(12) 歳入でまず、ちょっと先ほど聞き落としましたので、清掃手数料が16.8パーセント去年より減っているんですが、これ、汲み取り便所が減ってきた関係かとも考えてはいるんですが、この点どうなのかということ。それから、36ページの幼稚園収入というのが117 $\pi6,700$ 円ありますが、幼稚園収入というのは、幼稚園のほうで入ってるではないかと思うんですが、これはどのようなものかちょっとお示しください。

それから歳出のほうで、先ほど言っていました総務のいきいきの関係で11 4ページの、いきいき広場管理運営事業の中で、1階の空き店舗の関係ですが、 これはどういうふうになっているのかお示しください。

答(市民生活) 29ページの清掃手数料でございますが、し尿とは全く関係 ございませんで、これは可燃ごみ処理手数料、ごみ袋の販売枚数の対前年比マ イナス554万円余が原因となっております。以上です。 答(こども育成) 36ページの幼稚園収入の関係でございますが、こちらは預かり保育の利用料、園のほうで実施をしております夏季預かり保育料、これが1回200円というものと、一般預かり保育の実施をしてございますが、その預かり保育利用料、月額5,500円ということでございます。以上です。答(行政) 委員のほうから114ページの、いきいき広場管理運営事業ということで、1階の空き店舗というお話がございましたが、こちらのほうは66ページの、財産管理事業の中に入ってございます。空き店舗というところでございましては、今進めております市役所の本庁舎整備事業に合わせたいきいき広場の、そちらで改修事業がございます。そこの中で1階の空き店舗、こちらは会議室として利用するというような提案がございますので、そういった活用を、今後進めていくということでございます。

委員長 ほかに、質疑はありませんか。

問(8) 主要施策の186ページ、3款3項2目、生活援助費のところ、ちょっと教えていただきたいんですけれども、生活保護を受けられている方って、これ若干ふえてきているんですけれども、これって就職された方もふえて、状況でいうと一般的に今この辺っていうのは景気が良くって、働く場所っていうのは結構あるって思っているんですけれども、そういう面でいうと、これふえてきている理由というのはどういうふうに分析されていて、今回就労支援の活動も始められていますけれども、その辺との兼ね合いというのはどうなっているんですか。

答(地域福祉) 今、8番委員からの御質問で、実際、平成25年から26年に対して4世帯ほどふえております。これにつきましては就労支援等も行っておるんですが、実際、生活保護受給者で就労支援の結果、保護廃止につながったっていうのが平成26年度は1世帯のみでございました。それに比べて、実際新たに開始した世帯で、やはり最近多いのは傷病とか障がいを持ってみえる世帯、これが平成26年度の開始世帯で8世帯ございました。

そういった関係で就労支援等にも取り組んではおるんですが、実際その生活 保護受給者の中で廃止につながったのは1ケースだったと。逆に、その傷病ケースで8ケースふえたというところの中でふえているという状況でございます ので、よろしくお願いいたします。

問(8) 障がいとか持たれている方がふえてきたというふうにおっしゃって みえたんですけれども、それは何、今まで働いてみえたところが何かの理由で こう辞めざるを得なくなった、何かの障がいがひどくって就労できなくなった。 そういう事情がおありなんですか。

答(地域福祉) 今、8番委員おっしゃるとおり、今までは働いてみえましたが、何らかの病気ですとか障がいを持ったことによって、職をもう辞めざるを得なかったというような方が多くということで考えております。

問(8) 最後に1点教えてください。以前もやられていたと思うんですけれども、健常で働ける方をハローワークに連れていかれたりですとか、直接面接されたりですとか、そういう形である程度のところ、ニーズを抑えられていたと思いますけれども、そういう方ってこの中にどれくらいみえるんですか。

答(地域福祉) 実際に、生活保護受給者の中で就労支援を行っておるのが、この平成26年度については27人の方を対象に行っておりまして、その中で17人の方については、就労が決まっております。ただ、まだ就労は決まったんですが、中にはそのパートとかそういう方も多いものですから、生活保護の廃止までにはつながっていない方等もおみえになりまして、そういった方については、また再度収入がふえるような支援を引き続き行っていくというような状況ですので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問(1) 主要成果の297ページで、10款6項2目、生涯スポーツ費の、 グランド・テニスコート利用状況のところです。南テニスコートなんですが、 以前ちょっといただいた資料の中に、土日の使用が一部の団体で占有されてお り、一般の方が土日に使えないという資料をいただいた記憶があるんですが、 その辺の状況はどうなのかというのと。

もう1点、同じく主要成果で279ページの図書館管理運営事業なんですが、 こちらは個人的な意見で、ここで言うべきかわからないんですが、先日「絶歌」 という本が出されまして、その本がこちらの市立図書館、あと学校の図書館等 にあるのか、もしあれば、それはぜひ廃棄してほしいという個人的な意見です。 よろしくお願いします。

答(文化スポーツ) 南テニスコートにつきましては、TSCさんに管理していただいておるんですけれども、そこはなるべく多くの利用者に行き渡るようにということで、先着順ではなくてうまく調整していただいているという、我々はそのように認識をしておりまして、一部の方々がということは、我々の耳には入ってきておらないというのが現状でございます。

図書館のところにつきましては、またちょっと一回、データがございませんので、そのような意見をお伝えするということで御理解願いたいと思います。 答 (学校経営) 小中学校には「絶歌」は置いてありません。 委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で認定第1号についての質疑を 打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後3時40分。

休憩 午後3時29分 再開 午後3時40分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答(教育長) 先ほど16番委員から、不登校の学校別の内訳ということがありましたので、それをお答えさせていただきます。高浜中学校が46人、それから南中が23人ということで、計69人です。率にしますと、高浜中学校が4.9パーセント、南中が3.9パーセントという内訳になっております。以上です

認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

問(16) ページ数で317ページ、ここの2目、ジェネリック医薬品差額 通知ということで推進をしてくださっておりますけれども、このジェネリック 医薬品差額通知の実施の状況と、それからこの効果につきましてお伺いしたい と思います。

答(市民窓口 主幹) 317ページ、ジェネリック医薬品についての差額通知のお尋ねかと思います。実施状況について御報告申し上げます。317ページには、平成26年度の2回の実施件数119件が記載されてございますが、このジェネリック通知につきましては、平成25年12月を皮切りに実施をしております。確かに人数的には多くありませんので、この春に近隣の保険者の通知件数ですとか、カバー率ですとか、医師会の先生方の医療現場の状況についてもアンケートさせていただき、この119件だったものを、今年度は対象拡大しました。

実施状況として平成27年7月に1回で96件と、対象を拡大しております。また、効果についてですが、ここの119件からの効果ですと少ない人数だなと思われることがあるかと思いますが、ジェネリックの差額通知を開始する前は、月当たり840円の切りかえの費用額でしたが、通知をするようになってから1月当たり1万1,472円。これは、通知をする前の13.7倍と理解しておりますので、件数は少ないですが、対象の拡大を徐々に行い、より効果が費用面、件数面で上がるように努力をしてまいります。

意(16) すごい、思ったよりも効果が上がっているということで驚きましたけれども、このデータヘルス計画を策定してくださいまして、またこの質問をさせていただきましたけれども、ヘルスアップ事業、これも着実に推進していただき、このジェネリック医薬品差額通知とまた合わせてヘルスアップ事業を着実に推進することによって、健康寿命の延伸と、それから医療費の抑制に効果が上がるように今後期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長ほかに。

問(12) 私も今のジェネリックの話でちょっとお伺いするんですが、お医者さんによってはジェネリックは使わないということを言ってみえるお医者さんもあるというふうに聞いているんですが、そういった点はどのように対策をとっていかれる予定なのかということと。

308ページですが、短期被保険証更新事業のところに、668世帯が短期被保険証ということになっているんですが、これは国民所得の格差拡大によって低所得者の増加と、一方で保険料の高いことがあると思うんですが、ぜひ、国のほうで保険料の負担率を以前引き下げたことが大きな要因だと思いますので、引き下げ以前の45パーセントに引き上げるよう取り組むことと、繰入金を増額して保険料を引き下げてほしいということを思いますが、来年度ですか、県単位の運営になるとのことを聞いていますが、どのように変わるのか、もしわかったら教えてください。

答(市民窓口 主幹) お尋ねの、ジェネリック医薬品についての医師会の先生方のことについて少し出たかと思いますが、この春に医師会の先生方に医療の現場についての調査、簡単なアンケート調査に御協力いただきました。患者さんからのジェネリック医薬品についてのお問い合わせを受けている先生は、全て回答がある、答えてくださっています。処方についても、ジェネリック医薬品も処方しているということです。人数や額についてはお尋ねしておりませんが、御回答いただいた先生は、皆さん処方しているということでお答えをいただいております。

ただ、私どもが差額通知をさせていただく際に、新薬が使われる進行性の、例えばがんであるとか、御状態が非常に日内の変動、季節の変動があるような精神等の患者さんにつきましては、差額通知は差し控えさせていただいておりまして、慎重に対応したいと思っております。最も患者さんの状態を分かっているのは主治医の先生と御本人さんですので、ジェネリックはその先生、患者様の中で話し合って決めていただくという形で御理解をいただいているかと思います。

答(市民窓口) まず308ページの、短期被保険者証の方の668世帯とい

うことなんですが、こちら平成26年度は2年に1回の保険証の一斉更新を行いまして、8月31日現在滞納というか、税を納めて見えなかった方に対して、短期ということでお手紙を差し上げているものでございます。ですので、それ以降窓口におみえになって完納していただいた方につきましては、すぐ正規の保険証をお渡しさせていただいているという状態ですので、この数全員が今の段階、短期の保険証ではないということを申し添えさていただきたいと思います。

それと、負担率のほうが45パーセントということで、それに対して税率のほうが、保険税が高いということだったと思うんですけれども、その保険税を下げるべきということに関しましては、以前からも申し上げておると思いますけれども、国保の財政運営については被保険者の保険料の負担、それから国界等から交付金補助金及び保険者の市町村が法定の一般会計繰入金で運営していくというものが基本という考え方は変わっておりません。ですので、今の段階、現時点で高浜においては国保税の引き下げという考えは持ち合わせておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、新しく広域になるときに何が変わるのかということでございますけれども、こちらのほうについては、都道府県が国保の財政運営の責任主体となります。

まず、大幅に変わってくるところを申し上げていきたいと思うんですけれども、都道府県のほうが統一的な国保運営の指針を策定してまいります。それから、新たに県のほうでも国保の運営協議会を設置される。それから、市町村ごとの納付金の額、こちらのほうを決定されます。あと、市町村がその参考とするための標準保険料率の算定を公表されることと、それから保険給付に要した費用を市町村のほうに支払いをするという形になっております。

逆に市町村のほうなんですけれども、こちらは地域住民と身近な関係ということで、被保険者の実情を把握した上で地域におけるきめ細かい事業を行うとされておりまして、保険税の賦課、それから徴収関係、それから県から示されました納付金を県に支払いをする。それと、個々の事情に応じた資格管理、保険証の交付。それと保険給付の決定。それと、保険事業を行っていくというこ

とが明確な形で、今表に出ている状態でございますので、よろしくお願いした いと思います。

委員長ほかに。

問(12) そうしますと高浜では、今までの保険料よりも高くなる可能性があるのかどうか、そこもお示しください。

答(市民窓口) 市町村ごとの納付金のほうを県が決定していくわけですが、 こちらは県が市町村ごとの医療費の水準、それから、所得水準を考慮すること が基本となっているということでございますので、今の段階、まだ各市町村が どれくらいの納付金になるかっていうのは明確ではございませんので、これか ら徐々にわかってくる段階になってくるかと思います。

委員長 ほかに。

答(市民総合窓口センター) 広域化自体は平成30年を予定されていまして、もともとは平成29年の予定という中で、私ども今回の税率改正や、それから初めてではございますけれども一般財源からの繰り入れということも行いました。そういった中で、今の状態では税率を下げるとかそういったことよりも、今の計画の中で示させていただいた繰入額だとか税金だとかは、未納者をなくす、そういった形で、なんとかこの状態の中で、広域化まで維持をしていきたいという形で取り組んでいきたいと思っていますので、今後税率を上げるというのはこれからの状況をシミュレーションしてまいりますので、その中でいろいろ考えていきたいとは思っています。

ただ、広域になったときに、必ずしも不利になるか有利になるかというのはいろんな方策案があり、今後県が決めていきますけれども、ただ言えますのは、私ども近隣市に比べましてやはり自営業の方が少なく、サラリーマンの方が多くて、退職してから国保に入ってくる方が多いという状況がありますので、広域化の国保税基準でやっていくと、高浜にとってはそれがどのように影響してくるか明瞭となっていません。私自身は有利になるんではないかと今考えておりますけれども、いずれにしても国の制度など、いろいろ変わってきていますので、補助とかそういったものを考えながら、高浜市が運営できるような形での国保の運営を広域までにやっていきたいと考えます。また、国保の広域化と

いうのは、愛知県内の中で税が平準化されるという形の制度だと思っておりますので、そこを見定めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかにないようですので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、認定第3号の質疑を打ち切ります。

認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

問(12) 公共下水道の関係ですが、接続率がなかなか向上しないというのがあると思うんですが、その点はどのようにつかんでみえるのかお示しください。

答(上下水道) 接続率の関係でございますが、なかなか上がらないということでございますけれども、資料請求の中で、25番でつけさせていただきまし

た。ここでは、平成27年6月末現在の接続率81.9パーセントというふうに示させていただきましたけれども、昨年度と比べてあまりふえてないわけなんですが、これはひとえに供用開始面積、これが4月1日からふえていますので、そういったことを含めてほぼ前年度と同じくらいの接続率を維持しているということでございますので、理解していただきたいと思います。

問(12) 接続率、年によっても違いますが、供用開始が平成23年なんかだと50.2パーセントとかいうのもありますんで、こういうのは、低所得者や高齢者の経済的な理由があるんではないかという気がいたしますが、そういう点でどのようにつかんでみえるのかお示しください。

答(上下水道) 接続率の向上につきましては、いろいろな対策をしております。一つとしては、下水道の整備工事を始める前に説明会を行いまして、対象者の方に来ていただいておるというものがあります。それとか、広報たかはまへ年2回掲載していることですとか、それに加えてそこに接続率、こういったものも掲載して、もう既に80パーセント以上の方が接続されているんだよという案内はさせていただいております。

また、さらに高浜市総合サービス株式会社に普及の啓発ということを業務委託を出しております。そういったもので、もう間もなく3年になりますよと、早く接続してくださいよと個別にPRをさせていただいております。

そういった中で、やはり委員が言われるとおり、否定的な意見を言われる方もおみえになりますけれども、それでも年々減ってきておりますので、その辺もまだ下水が接続されて今年で17年目ということで、まだまだ期間が、接続率が100パーセントを目指すわけなんですけれども。まだまだPRをしていかなければならないのかなというふうには思っております。以上です。

問(12) 公共下水道では、以前この先2回くらい、起債の関係で山場ができるというようなことを聞いたと思うんですが、そのあとについてはどのように、今もそういう計画だと思うんですが、どのように対策をとっていく予定なのかお示しください。

答(上下水道) 起債残高の山が2つというのは、以前もお聞きされて、そのときに修正をして、もう1回ですよと、ピークは過ぎていますよという御理解、

回答をさせていただいておりますので、年々下がっていくということでございます。

委員長ほかに。

問(1) 336ページなんですが、汚水水施設総務事業のところです。こちらに、2の(2)と、3の(1)で、3つの業務委託がありますが、それについてもう少し詳しく教えてください。

答(上下水道) 主要成果説明書の中で、業務委託3つあります。336ページですと、下水道事業の公営企業会計移行業務委託と、汚水施設建設事業で汚水管渠設計業務委託、それと高浜市の公共下水道事業変更認可申請図書作成業務委託があります。

その汚水施設総務事業で行なった企業会計のほうの移行業務委託でございますが、まず、業務の目的でございますが、平成25年8月に国、総務省から全国の下水道事業者に、平成32年4月までに、水道事業と同様な企業会計に移行するよう指導があったものでございます。その準備をしているものでございまして、業務の内容でございますが、平成25年度に法の適用化に向けて必要な業務、手順、費用、年次スケジュールを把握する基本計画を策定しております。平成26年度は、これまでに整備をしてきました固定資産等の調査を行い、固定資産台帳の整理をする業務を委託しました。結果ですけれども、平成25年度までの固定資産は、汚水では有形固定資産が118億5,643万円ほど。それから、無形固定資産が11億305万円ほど。合計で129億5,948万円ほどというふうになっております。

それから雨水でございますが、有形固定資産が20億7,811万円ほどとなります。また、有形固定資産で構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等に仕分けするとともに、財源別での仕分けもしております。

次に、汚水施設建設事業の汚水管渠設計業務委託でございますが、これは次年度に行う工事の設計書を作成するためのもので、現地調査及び測量をして、工事図面の作成、各工手の数量計算、構造計算等を行う業務で、平成26年度に委託した業務箇所は現在、平成27年度工事で実施をしております。

次に、高浜市の公共下水道事業変更認可図書作成業務委託でございますが、

下水道事業を進めるには愛知県と協議をして認可を得ないと前に進むことができません。計画的に事業が進められるように事業の進捗に伴い、愛知県の矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区の事業計画と整合を図りながら事業認可区域の拡大、期間の延伸等をするための必要な書類、図面等の作成を委託したものや、平成26年度でございますが、現認可区域面積が517.4~クタール、これを97~クタールふやしまして614.4~クタールにするとともに、期間を現行の平成29年3月31日までとするものでございます。以上です。

問(1) 総務省から、平成32年4月までに下水道事業の企業会計を導入するように準備するということでしたが、高浜市の目標はいつになるのかを教えてください。

それともう1点。愛知県と国に申請する書類を作成したとのことですが、申請はされたのかと、事業変更認可は得られたのか。事業認可区域を拡大されるということですが、市民の皆様へのPRはどのようになっているのかを教えていただければと思います。

答(上下水道) 下水道事業の、企業会計を導入する目標でございますけれども、まだいろいろ調整が必要となります。例えば、日々の会計処理が水道事業と同様に発生すること。また、例月出納検査が毎月対象となることなどから、職員数をどうするか。また、現在の下水道担当の業務範囲と企業会計としての業務範囲、さらに条例、規則の改正等があります。

今年度は、企業会計システムを導入するための準備を進めております。当初は、どうせなら早い時期に導入したほうがいいという考えもございました。しかしながら、このようなことから現時点では平成31年4月から導入したいと思っております。

次に、事業の変更認可でございますが、平成27年2月27日に事前審査として愛知県に提出して協議を進め、本申請は5月26日に行っております。認可は、平成27年6月23日付けでいただいております。

事業変更のPRにつきましては、下水道法に基づきまして、平成27年5月7日から5月21日までで関係図書を縦覧しております。縦覧をするお知らせ

につきましては、5月1日号の広報たかはまに掲載させていただいております。 なお、先ほど見ていただきました資料の請求の25番ですか、接続率の関係の 図面に高浜市公共下水道使用開始区域図、ここに、新たにふやした下水道の認 可区域、赤い部分なんですけれども、ここに表示させていただきましたので、 また参考に見ていただきたいと思います。以上です。

問(1) もう1点。主要施策成果説明書344ページなんですが、雨水施設建設事業で下水道施設現況調査検討業務委託というのがありますが、これ下にちょっと区域が書いてありますが、もう少し詳しい地域。あと、そしてそれの結果。また、今後の進め方等あれば教えてください。

答(上下水道) 雨水の現況調査検討業務委託の調査区域でございますが、下水道事業でいいますと、流作新田排水区、大清水排水区、江川第1排水区、江川第2排水区、東山排水区、柴林排水区の6排水区になりますが、大まかな地域でいいますと、明治用水中井筋北の旧吉浜地域、市道半城土吉浜線、市道吉浜依佐美線から西側の地域、ここを対象として調査を行ったものでございます。

調査ですけれども、下水道計画策定時から年数が経過していることから、現地の状況や既設排水路等の主要管渠の現況の流下能力調査を行いました。問題 箇所の洗い出し及び今後の下水道整備計画に反映できるよう、雨水対策施設の 検討を行ったものでございます。

結果として、呉竹町七丁目を含む柴林排水区でございますが、既設排水路の 勾配が緩勾配、緩やかということや逆勾配等のものがみられました。それによって排水能力不足の箇所も判明しましたので今後、下水道事業で計画的に整備 を進めていくという考えでございます。

また、新田町四丁目、五丁目、屋敷町一丁目を含む流作新田排水区でございますが、衣浦港の潮位の上昇の影響を受け、特に台風接近時などの高潮時に満潮と重なった場合には、道路冠水が発生することが判明となりました。その対策としては、ポンプによる強制排水や調整池等による貯留、またはポンプと調整池の併用による対策案が考えられます。これにつきましては、今後さらに事業実施に向けて、さらなる調査検討が必要となり、基本設計ですとか実施設計業務が必要となってきます。以上です。

意(1) 新田町、屋敷町で潮位の関係で道路冠水が発生するとのことでしたが、私の知っているところで碧海町の一丁目付近でも同様に潮位の関係で道路 冠水するというところを聞いていますので、こちらも併せて御検討いただければと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかにないようですので、以上で認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認 定について

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようですので、以上で認定第5号についての質疑を打ち切ります。

認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

問(12) 介護保険は滞納者が、平成25年が213人、26年が203人 ということで若干は減っているんですが、この滞納者が長く滞納されてみえる のか、この内容についてわかっていたらお示しください。 答(介護保険・障がい) 保険料につきましては、一応2年という時効がありますので、そこで不能欠損という形になる方もおみえになります。滞納者の方の分析ということでは、年金をもらってみえない方、無年金者であるとか、年金を担保にしてお金を借りてみえる方ですとか、市税、それから国保税といった介護保険料以外の税を滞納している人、そういった方がふえているというのが実情でございます。以上です。

問(12) なかなか保険料を納めるのも大変な方がふえているというお話なんですが、年金も徐々に減らされていますし、本当に保険料を負担するのが大変なんですが、非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設などについては考えてみえないのでしょうか。

それと、決算書のほうで見ると、決算書の286ページに、国庫補助金の中で調整交付金というのがありますが、これは何パーセントぐらいなのか、お示しをいただきたいと思います。

それから、障害者控除の発行を全員にしていただきたいというのを以前から 言っているんですが、先日も、御主人が介護保険で認定を受けているんですが、 全然そんなことを知らなかったという方がおみえになりました。やっぱり全員 に発行するべきだと思いますが、その点についてお示しください。

答(介護保険・障がい) まず、非課税世帯に対する市の単独の減免制度についてでございます。このことに関しましては、これまでも御答弁させてきていただいております。市の条例で定めている災害等の減免以外は、考えてございません。単独減免につきましては、被保険者間の公平性の確保、それから健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持といった観点が重要だと考えています。

なお、委員御承知のとおり、第6期の保険料の設定に当たっては、国においては低所得者に対し、保険料の減免ということで公費を投入しております。また、高浜市におきましては、所得段階を12段階から県内で最も多い16段階へと細分化をしております。さらには、第1段階から第4段階の低所得者の方のいわゆる乗率、これを国の基準以下というふうに設定をし、低所得者対策を行っております。

それから、調整交付金の率でございます、平成26年度は3.59パーセン

ト、対前年で0.07パーセントの減となっております。

続きまして、障害者控除の関係でございます。これにつきましても、これまで御答弁してきたとおりでございます。そういった考えはございません。そもそも要介護認定と障害認定というものは、その判断基準が異なっております。要介護度のみをもって、一律に障害者の何級に相当するのかという判断をして認定書を発行するといったことは、手帳の取得者との公平さも欠くということになります。慎重に取り扱うことが必要ではないかというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかにないようですので、以上で認定第6号についての質疑を打ち切ります。

認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

≪歳入歳出≫

委員長 一括質疑を許します。

意(12) この制度は2年ごとに保険料が上がって、現代版のうば捨て山だって言われているような制度で、裁判も起きています。こういう制度は、一刻も早く中止するべきだと考えていますので、はい、終わります。

質疑なし

委員長 ないようですので、以上で認定第7号についての質疑を打ち切ります。

議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について《一括議題》

≪認定第8号 収入支出一括質疑≫

委員長 質疑を許します。

問(6) まず21ページの、平成26年度高浜市水道事業報告書の営業成績で水道事業収益は、大口使用者の撤退並びに天候不順等の理由による有収水量の減少に伴い給水収益が減少したとありますが、大口使用者は芳川町の株式会社ミツカンフレシア中部工場だと思いますが、どれだけの影響が出たのか、まず教えてください。

答(上下水道) ミツカンフレシア中部工場でございますが、平成26年8月20日付で閉栓されております。平成25年度の年間使用料でございますが、2万5,163立方メートルでございました。平成26年度は8月20日で閉栓されるまでの使用量が1万353立方メートルでございましたので、差し引き1万4,810立方メートルの有収水量の減ということになっております。以上です。

問(6) 33ページの業務量の給水量で、年間総有収水量が前年度と比べて 7万3,394立方メートルの減となっていますが、大口使用者でほかにも減 少したところがあるのか、把握されていれば教えてください。

答(上下水道) 個別ではなくて、大口使用者の上位100社の年間使用水量を前年度と比べてみますと、前年度より10パーセント以上減少したところが23社ございます。反対に、10パーセント以上ふえたものが21社となっております。上位100社の使用水量合計でございますが、平成25年度が83万7,679立方メートルに対しまして、平成26年度が80万4,058立方メートルで、平成26年度は、前年度と比べて3万3,621立方メートルの減少をしております。

全体的に、使用水量が減少したと考えられております。一つの要因としては、 節水機器、こういったものの発展または家庭への浸透もありますけれども、天 候不順によるものということも考えております。以上です。

- 問(6) 今、前年度に比べて3万トンばかりの水量が減っていると。それ、 ちょっと受水費の基礎となる承認基本水量についてお聞きをさせていただきま す。平成26年度の、承認基本水量が何立方メートルだったのか教えてくださ い。
- 答(上下水道) 平成26年度の、承認基本水量は1日当たり1万6,300 立方メートルでございます。
- 問(6) 承認基本水量、これ1トン当たり単価が決まっていると思いますけれども、これ1トン当たりいくらでしたでしょうか。
- 答(上下水道) 承認基本水量、水道料金の話になるんですけれども、二部料金制となっております。主にここで関係するのは、1トン当たりではなく100トン当たりでございますけれども、150万円ほどの影響があると思います。以上です。
- 問(6) 次に、33ページに承認基本水量と関係する1日最大給水量が、平成26年度は1万5,795立方メートルとありますが、平成27年度の実績を教えてください。
- 答(上下水道) 平成27年度、今年度でございます。年度途中でございますけれども、7月14日に記録しております1万5,629立方メートルでございます。
- 問(6) 過去の実績からすると少ないような気がしますけれども、原因をつかんでいれば教えてください。
- 答(上下水道) 過去には、1万6,000立方メートルを超えた実績があります。直近では、平成25年度の1万6,002立方メートルを記録しておりますし、最大でも1万6,300立方メートルを超えたときもあったと思います。

先ほども言いましたけれども、一つとして天候不順が考えられます。平成26年度は、前年度と比較して7月の雨天日、これは1ミリ以上の雨が降った日ですけれども、衣浦東部広域連合ですか、そちらのほうで調べたものですけれども、前年度と比べて7月が、雨天日が4日多い。それから気温が、平均気温ですが0.9度低くなっております。今年度は、平成25年度と比較して7月

の雨天日が6日多い。それから、平均気温が1.7度低くなっているという、 こういう状況でございます。以上です。

意(6) 最終的に一つ、これは十分配慮していただきたいと思っているんで すけれども、最終的に承認基本水量というのが、私が今聞いたところによりま すと、平成26年度の承認基本水量が1日当たり1万6,300立方メートル。 それで、平成27年度の承認基本水量が努力をしていただいて200立方メー トル削って1万6、100立方メートルということで、200立方メートル減 らしていただいていると。これは、僕は非常に大事なことであって、先ほど1 00トン当たりで150万円前後という数字を言われましたけれども、200 トン削るということは、約300万円くらい、いわゆる経費が少なくなるわけ ですね。これは、非常に水道の経営に対してプラスになる話であって、今後ぜ ひ、承認基本水量を上げることのないように、これをむしろ下げることによっ て水道の企業会計のほうにもいい影響を与えると。それについては大変、水道 のほうでも非常に苦労が多いと思います。例えば日大が、承認基本水量を超え てしまえば、それに対して超過料金を取られるということで、非常にもろ刃の 剣というところがあるんですけれども、今、うちは施設を改良されて、日大を 超えるようになると自動的に流入量を抑える、そういう設備がついていると思 いますけれども、ぜひこういったことを利用していただいて、少しでも長く現 行料金でやっていただけるように考えていただきたいと思いますので、よろし くお願いをいたします。

委員長 ほかに。

問(4) 市水道料金の、収納率と有収率についてお聞きしたいと思います。 水道事業経営に大きく影響する水道料金収入の調定額と収入済額、収納率について教えてください。

それと、有収率が前年度の96.15パーセントと比べて若干下がって95.96パーセントとなっておりますけれども、下がった原因がわかっていれば教えてください。

それと、高浜市の有収率が高いのか低いのかがちょっと判断できませんので、 例えば、愛知県全体の平均有収率とか、近隣市の有収率を把握していれば教え ていただきたいということです。

それと、収納率についても、愛知県の平均収納率が把握されていたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

答(上下水道) 消費税込みの金額で説明させていただきます。平成26年度末、3月31日現在の調定金額でございますが7億8,129万7,639円、収入済額が7億846万6,539円、収入未済額が7,283万1,100円でございます。収納率は90.68パーセントでございます。企業会計ですので、3月締めということでございます。一般会計の、出納整理期限の5月末での収納済額を申しますと7億7,641万7,906円ということで、収納率でございますが99.38パーセントということになっております。

有収率が下がった原因でございますが、年間総給水量が前年度と比べて6万6,274立方メートルの減、年間の総有収水量が7万3,394立方メートルの減となっております。特に大きな漏水が発生したということもありませんでしたので、これといった原因がわかりません。

高浜市の有収率の立ち位置につきましては、愛知県内の名古屋市を除く33 事業体の平均有収率でございますが、これが92.77パーセントでございますので、高浜市は高い方から3番目となっております。近隣市の有収率をちなみにいいますと碧南市が92.97パーセント、刈谷市が94.56パーセント、安城市が94.97パーセント、知立市が93.90パーセントということでございます。

あと、収納率につきましてでございますが、集計している事業体がちょっと 先ほどの有収率のところと違うんですけれども、愛知県内の名古屋市を含めた 30の事業体の平均が、3月末の時点で92.04パーセント、5月末の時点 では99.43パーセントと、こういう状況でございます。

- 意(4) 水道関係は、人が生活していくために、それこそ本当の重要なライフラインになりますので、管理、整備等しっかりやって、市民に何とか喜ばれるようにお願いしたいと思います。終わります。
- 意(12) 今、いろいろ質疑を聞いていますと、高浜の水道関係はとてもよくやっているんだなあということがよくわかりますが、高浜の上水道は県水に

100パーセント頼って運営されていますので、県水の方針がそのまま影響してくるということがあるんですね。特に、設楽ダムの建設するのをゴーサインを出してしまったりしていますので。

委員長 御意見ですか。

意(12) そういう点では近い将来、県水の単価にはね返ることになると考えますので、この件については反対をいたします。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかにないようですので、以上で議案第55号及び認定第8号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第55号及び認定第2号から認定第8号までにおいて質疑漏れがありましたら許可いたします。質疑については、まとめて行ってください。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、以上で議案第55号及び認定第2号から認 定第8号までについての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第55号及び認定第1号から認定第8号までの、各 決算関係議案についての質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。9月9日の当初におきまして、予定としてはということで本日は質疑を行い、採決は11日に行うということで御承認をいただいておりますが、慎重審査にもかかわらず円滑に進めさせていただきましたので、時間的に採決を行うことができます。委員各位にはその点を御理解いただきましてお諮りいたしますが、引き続き会議を続けてよろしいでしょうか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、引き続き会議を続けます。

≪採決≫

委員長 これより、採決を行います。

議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手全員により原案可決

認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

挙手多数により原案認定

認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

挙手多数により原案認定

認定第5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

挙手全員により原案認定

認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

挙手多数により原案認定

認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮り致します。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後4時36分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長